

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2005 **3** MARCH

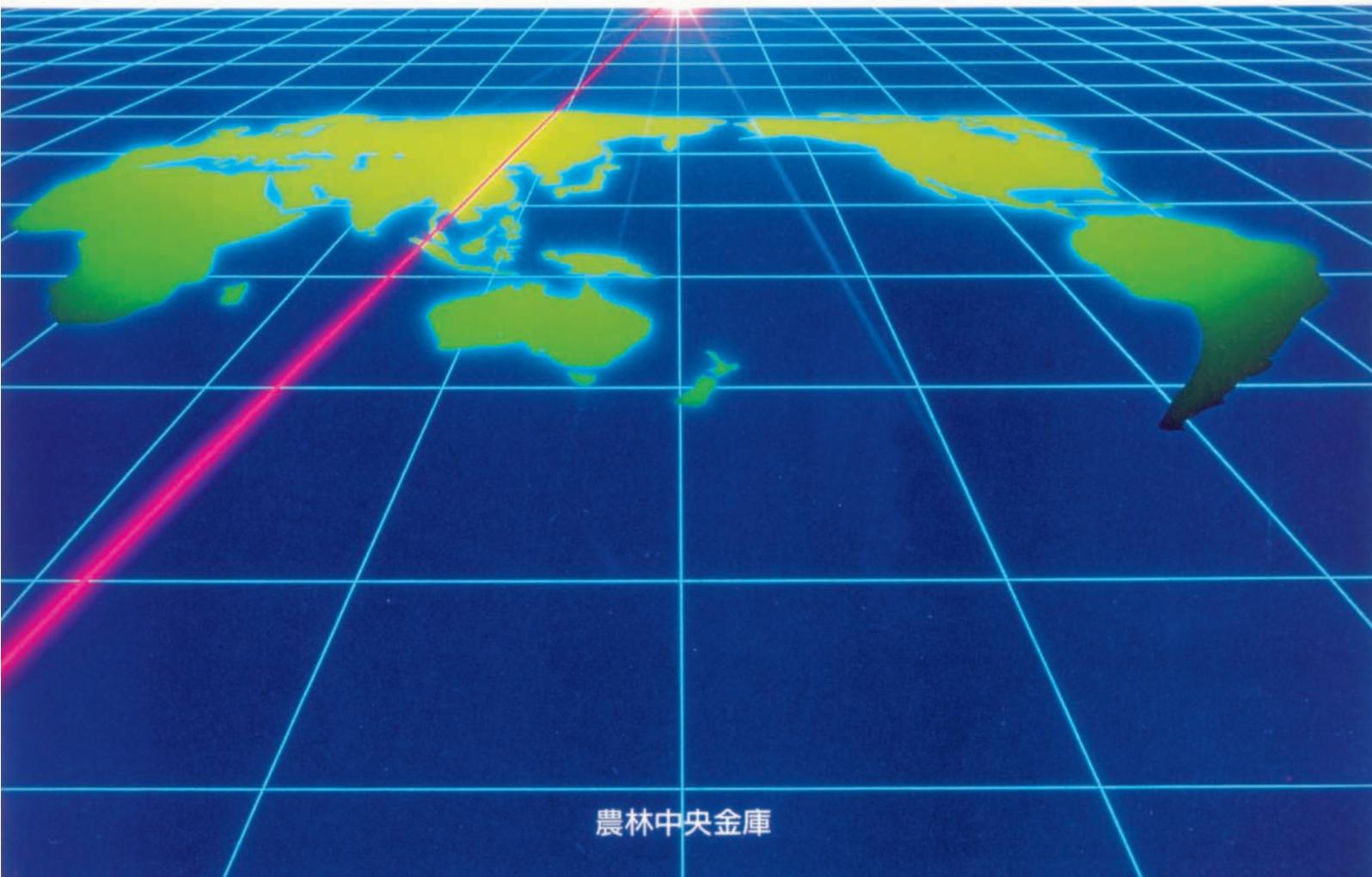
農業・農協の変化のメカニズム

垂直統合の理論と農協組織

多様な集落営農の取組みの現状とその課題

米流通制度改革と米価の動向

組合金融の動き



世代単位の変化

昔の統計を見ていると、意外に思うことや、ああそうだったのか、と思うことが少なくない。教育の統計にも、随分と興味深いものがある。

わが国の近代的教育制度の整備は、明治維新後いち早く、1872年にフランスに範をとった全国統一の学制が公布されたことに始まる。しかし1886年における義務教育の就学率をみると、男子が70.2%、女子が38.1%と意外に低く、また男女の違いの大きさに驚かされる。就学率はその後継続して上昇し、1901年には男子が94.6%、女子が84.2%になった。

また、文盲に関する指標として、6歳以上人口のうち自分の姓名を書けない者の割合を指す「無筆率」がある。1889年の数字をみると、これも男女間および県間の格差が大きく、低い県では男子が11.0%、女子が34.8%であるが、高い県では男子が54.7%、女子が92.1%と驚異的な割合に上る。

わが国の経済成長を支えた要因のひとつとして、教育を受けた勤勉な労働力があることは自明のことであるが、わが国の教育水準の高さは江戸時代の寺子屋に発する伝統に由来すると思っていた常識は100%は通用しないようである。明治政府の教育にかける強い意志がわが国の初等教育を浸透させ、それは第一次大戦以降の中・高等教育の普及につながっていったのである。

都市化についても、同様のことが言える。第一次大戦後、わが国の工業化は急速にすすみ、農村から都市への人口移動も盛んになったが、都市に流入した人口の多くは近代的な産業には就業できず、伝統的な「雑業」的職業に就いたといわれる。明治以降のわが国人口の力強い増加の過程の下で、教育を受けた若い世代が第一次大戦以降の工業化の展開と結びついてはじめて、わが国の経済発展が軌道に乗り、近代的な都市形成につながっていった。そして戦後においても、団塊の世代を中心とする世代から新鮮な労働力が供給されたことが、戦後の高度成長とさらなる都市化を牽引した。

このようなことから実感されるのは、教育や優秀な労働力の確保は短期的に成し遂げられるものでなく、世代単位の大きな時間の流れの中で達せられるということである。

わが国の人口はまもなく長期的な減少過程に入る。これは大型タンカーが急には止まれないうように、不可避的な力をもってわが国の経済にさまざまな影響を及ぼすであろうが、いま一つ気になるのは、わが国の教育にも疲労の色が濃いことである。ゆとり教育か、学力低下対策か、と目先の議論や対応を繰り返すうちに、わが国の教育は国際的にも見劣りする面が目立ってきたし、海外からの留学生の人気も低下する傾向にある。

人口減少問題と同様、教育問題も、一世代・二世代先を見据えて考え直す時にきているように思われてならない。

今月のテーマ

農業・農協の変化のメカニズム

今月の窓

世代単位の変化

(株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆

企業との比較を通して考える

垂直統合の理論と農協組織

石田信隆 2

多様な集落営農の取組みの現状とその課題

内田多喜生 15

米流通制度改革と米価の動向

藤野信之 36

談話室

農業の担い手問題とJAの対応

農政ジャーナリスト 鈴木俊彦 34

組合金融の動き

住宅金融公庫と民間金融機関による
提携住宅ローン(フラット35)をめぐる動き

栗栖祐子 52

統計資料 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

垂直統合の理論と農協組織

企業との比較を通して考える

〔要 旨〕

- 1 協同組合としての農協は株式会社とは基本的なところで異なるが、組織の姿やその機能の面で、類似した点も少なくない。このため、農協組織の垂直統合の効果について考える場合、企業の統合に関する産業組織論の研究成果を踏まえつつ、農協独自の効果も併せて検討することが有効である。
- 2 企業の垂直統合メリットとしては、次のようなものが考えられる。
 - 効率性の追求
 - 1 技術的に補完的な生産工程の統合
 - 2 取引費用の削減（機会主義的行動の排除、「部分最適化」の排除、情報の共有と有効活用）
 - 市場支配力の強化
 - 市場未成熟期における統合的事業立上げしかし一方、効率化へのインセンティブの低下、規模の経済が発揮できない場合、範囲の経済が発揮できない場合、等のデメリットもある。
- 3 農協組織は、単位農協が基本であり、連合会は補完機能を果たすものである。近年は、農協の水平的合併に加え、県連合会と全国連の統合や1県1農協の出現等、組織の垂直的統合も増えてきた。
- 4 農協組織の垂直統合効果には、企業の場合の統合効果に通ずるものも多い。効率化へのインセンティブの低下などのデメリットにも留意が必要である。
 - 一方、農協独自の統合効果としては、組合員と組織の距離の短縮化、機能分担の見直しを踏まえた組織の再デザイン、食の安全性確保への取組強化などがあげられる。
 - 垂直合併は水平的合併と同様、それ自体が目的ではなく、改善の手段である。目的意識をもって統合効果を発揮する取組みが必要である。

目次

はじめに

1 企業の垂直統合

- (1) 産業組織論と「垂直統合」
- (2) 垂直統合とは
- (3) 垂直統合のメリット
- (4) 垂直統合のデメリット

(5) 垂直統合の動向

2 農協組織と垂直統合

- (1) 農協にとっての連合組織
 - (2) 農協組織における垂直統合の現状
 - (3) 垂直統合のメリット・デメリット
- おわりに

はじめに

近年、農協の組織は大きな変貌を遂げてきた。農協は、戦後発足以来水平的な合併により規模拡大と組合数の減少を続け、最近の大型合併農協は発足当初の組織の姿とは大きく異なるものになった。近年の特徴は、このような水平的合併に加え、垂直的な統合が多く行われるようになったことである。農協組織における垂直的統合は、県連合会と全国連の統合が主なものであるが、単位農協と県連合会が統合する1県1農協もその一種といえるし、また、直接の組織統合には至らなくても、協同会社の形で事業を組合から分離しつつ、各段階の機能を統合しようとすることも、垂直統合に該当しよう。

このような組織統合は、いうまでもなく、それを自己目的として行われるものではなく、系統組織をめぐる環境が変化するなかで、それに対応して系統組織が果たすべき役割を十全に発揮するために、いわば環境

変化に対応して自らを改善するための手段として行われるものである。^(注1)

水平的統合としての農協合併は大きな進展を見せてきたが、その合併効果の発揮については、まだまだ課題が多いのが現状である。すでに合併が相当進捗した今日、「合併効果」というよりは「大規模農協の組織・事業運営のあり方」を改革することが課題になっている。

組織統合の効果を最大限に発揮することは、垂直統合にとっても重要な課題である。それは、いますすめられている農協改革において、重要な部分を占めているといえる。

組織統合の効果発揮策を考えるにあたっては、企業について研究されてきた産業組織論の成果を活用することが望ましい。もちろん、農協は協同組合であり、株式会社とは基本的なところで異なるものであるが、市場のなかで共に活動しているという点では、組織の姿やその機能の面で、類似した点も少なくない。企業において組織統合のメリットはどのように表れるのか、ま

た、留意すべきデメリットは何なのかを意識しつつ、協同組合としての特殊性をさらに織り込んで、組織統合の効果発揮方を考える必要がある。

このような問題意識の下に、本稿では、企業に関する垂直統合の理論を整理し、その動向について概観するとともに、農協と企業の異同を明らかにしつつ、農協にとっての垂直統合効果について考察することとしたい。

(注1) 農協の合併効果については石田(1993)(1995)、石田・中村(1994)を参照。

1 企業の垂直統合

(1) 産業組織論と「垂直統合」

本稿で扱う「垂直統合」は、産業組織論において研究の対象とされてきた。

産業組織論を体系的に確立したJ.S.ペインは、市場において企業の組織や構造がどのようになっているかという「市場構造」が、企業の「市場行動」に影響をおよぼし、そしてそれが、経済全体の厚生としての「市場成果」に支配的な影響力をもつとした。このような枠組みの下で産業の集中や参入障壁についての分析が行われ、それはアメリカの反トラスト政策に大きな影響を与えた。

その後、このような「市場構造 - 市場行動 - 市場成果」という構図では説明できないことが多くあることが明らかにされるなかで、産業組織論の新しい展開が図られてきた。

そのなかでとりわけ重要であり、また、垂直統合のような「企業の境界」をめぐる研究に大きな貢献をしたのが、R.H.コースやO.E.ウイリアムソン等による「取引費用論」からのアプローチである。

「取引費用」とは、企業が市場で取引をする場合に、取引相手を探し、交渉を通して取引条件を決め、契約し、契約の履行を管理して取引を完了させるまでの全体的なコストのことを指す。市場調達をするための取引費用が安い場合は、企業は市場を通して他社から購入するだろうし、それが高い場合は、自社で生産するために垂直統合をするだろう。このようにして、企業がどこまでの領域を含む組織になるかという、「企業の境界」が決まる、という考え方である。

本稿では、このような取引費用論の考え方を多く援用しつつ、垂直統合のメリット・デメリットについて整理することとする。^(注2)

(注2) 過去の産業組織論の展開経緯については、小西(2000)を参照。

(2) 垂直統合とは

企業の統合としての「合併」には3つの形態がある。すなわち、同種の事業を行う企業同士による「水平的」合併、取引の川上または川下の企業と合併する「垂直的」合併、そしてこれらの双方を含む「混合的」合併である。

垂直統合、すなわち垂直的合併は、企業が「垂直的關係」にある企業と合併することを指す。「垂直的關係」とは、原材料や

製品，技術，情報，システムなどを販売したり購入したりする関係であり，資材メーカーと部品メーカー，部品メーカーと最終製品メーカー，最終製品メーカーと卸売企業，研究開発会社とその利用企業，システム会社とその利用企業などの関係がそれにあたる。

なお，一般に垂直統合とは，各企業が一つの企業のなかに一本化することを指しており，系列化等の，企業の独立性はそのままに相互の取引を制限し連携する関係は，「垂直的制限」と呼ばれている。

(3) 垂直統合のメリット

垂直統合のメリットとして，ここでは，なるべく実感に合う分類を行い第1表のとおり整理した。垂直統合の主なメリットとしては，効率性の追求，市場支配力の強化が挙げられる。の市場未成熟期における統合的事業立上げは，限定的な場合の効果である。

第1表 垂直統合のメリット

1	効率性の追求
1-1	技術的に補完的な生産工程の統合
1-2	取引費用の削減
1-2-1	機会主義的行動の排除
1-2-2	「部分最適化」の排除
1-2-3	情報の共有と有効活用
2	市場支配力の強化
3	市場未成熟期における統合的事業立上げ

a 効率性の追求 ()

(a) 技術的に補完的な生産工程の統合(- 1)

この例として，J.S.ペイン(1970)(p.183)は，銑鉄をつくり，鉄を鋼に変え，そして

鋼を半製品につくりあげる過程を単一工場にまとめる場合を挙げている。統合前は銑鉄も粗鋼もいったん冷却して次の生産工程の前に再び加熱していたものが，単一工場ですべて完結するために燃料の節約になる。

このような効果は，物理的な工場の統合に限らず，よりソフトな事業においてもありうるように思われる。すなわち，各段階の企業が機能を分担し，全体として初めて一つのサービスを提供することになるような場合や，各企業が重層的なシステムを構築している場合などが該当しよう。

(b) 取引費用の削減(- 2)

ア 機会主義的行動の排除(- 2 - 1)

これは，仕入先が急に部品供給に難色を示したり，販売先が他社製品の販売も始めたりすることによる損失や，それを回避するための膨大な交渉コストなどを指す。そのような事態を招かないために，詳細な契約を締結することも考えられるが，それも高いコストを伴うかも知れない。このような取引費用よりも，垂直統合を行う費用の方が安ければ，企業は垂直統合を行おうとする。

また，特殊な製品を供給する場合，そのために特別の設備投資が必要になることがある。その後販売先から取引解消を持ち出されると，投資が回収できず大きな損失を被る。そのことを背景に，供給先との取引条件の交渉で不利な力関係に陥る可能性もある。このような関係は「ホールドアップ」と呼ばれ，ホールドアップ効果を完全に断ち切るためには当該企業同士の垂直統合が

効果的な手段になる。

イ 「部分最適化」の排除（ - 2 - 2 ）

部分最適化とは、垂直的關係にある企業同士がそれぞれ自分の利益のみ考えて行動することで、最終的には自らもデメリットを被ることを指す。たとえば、川上・川下双方の企業が市場に対して支配力を持っている場合を考える。そして、川上・川下それぞれの企業が過大な利益を確保できるような価格設定を行うと、その結果かえって販売量は小さくなり、トータルで考えた価格設定をする場合よりも結果として利益も少なくなってしまう（「二重マージン」）。

また、相互に依存關係の強い川上・川下企業が、それぞれの目先の利益を優先させた企業戦略や具体的なプロジェクトを実行すると、中長期的にみて双方の企業にデメリットになる場合がある。

さらに、グループを形成している企業集団において、各企業がばらばらなりリスク認識の下に事業を展開している場合に、一部の企業で事故が発生してそのマイナス情報がグループ全体に波及するようなケースもある。

このような、それぞれの企業が部分最適のみを考えて行動することによる損失を回避するためには、垂直統合により単一の統制の下に企業組織を再編成することが有効である。

ウ 情報の共有と有効活用（ - 2 - 3 ）

これは、上に挙げたメリットと重なる面もあるが、「情報」をキーに置いたものである。

高度な技術により製造した製品を販売する場合には、セールスやアフターサービスを行う場合の製品情報にも高度な水準が求められるし、その技術が流出しないための保全コストも高いものになる。また、消費者と接する販売企業で得られるマーケティング情報も、川上企業で十分得られるとは限らない。

垂直統合は、情報の共有と有効活用を通して、企業のパフォーマンスを大いに改善する効果を持つ。

b 市場支配力の強化（ ）

製造会社は流通企業を垂直統合し、商品の価格決定に強い影響力を行使できる可能性がある。もちろん、その商品が他の商品と裁定が容易な場合は価格差別も困難であるが、このような効果をねらって、ブランド品製造企業は直営店を通ずる排他的な販売ルートを構築している。

また、川下企業の分野に新規参入しようとする企業がある場合、川上と川下の企業が合併し、川上企業が販売する中間製品の価格を引き上げれば、新規参入しようとする企業のコストを引き上げ、新規参入を阻止することにつながる。このようにして、垂直統合は市場支配力の強化を可能にする。

c 市場未成熟期における

統合的事業立上げ（ ）

これは、市場参加者が十分に成長していない段階で、技術や需要が急速に発達する

なかで、一挙に統合的事業を立ち上げるような場合である。

A.D.チャンドラー（2004）は、南北戦争後のアメリカ東部で生肉需要が高まる一方、主要産地である西部での食肉流通機構が未整備ななかで、グスタヴス・スウィフトが販売組織を設けるタイプの垂直統合を通して成長した例を紹介している。

また、時代と業種はまったく異なるが、わが国の最近の電気通信業界では、ネットワークレイヤー（電気通信事業者）- プラットフォームレイヤー（認証・課金・コンテンツ配信等）- コンテンツ・アプリケーションレイヤー（コンテンツ・アプリケーションの制作販売）といった事業を垂直統合するビジネスモデルが生まれつつあるが^{（注3）}、これもこのような垂直統合の一種として分類されよう。

（注3）情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会（2002）

（4）垂直統合のデメリット

垂直統合にはまた、第2表に挙げたようなデメリットがあると考えられる。このようなデメリットを考慮して垂直統合の可否を検討する必要があるし、統合後においても、このようなデメリットが顕在化しないような仕組みを構築し、対策を講じることが必要である。

第2表 垂直統合のデメリット

1	効率化へのインセンティブの低下
2	規模の経済が発揮できないケースがある
3	範囲の経済が発揮できないケースがある

a 効率化へのインセンティブの低下（ ）
垂直的關係にはあるが統合には至らず別々の企業である場合は、それぞれの企業には自らのパフォーマンスを向上させようとするインセンティブが働く。これを怠れば倒産のリスクさえあるのであり、このために、効率化に取り組むことは自明のことと意識される。

しかし両方の企業が統合され、それまでの経営者が内部組織の長となった場合は、このような効率化へのインセンティブが自動的に働くとは限らず、インセンティブを持たせるための新たな仕組みの導入が必要になる。

b 規模の経済が発揮できない
ケースがある（ ）

例えば川下企業が川上の部品メーカーを統合した場合、その部品生産が規模の経済を発揮できる産業にもかかわらず川下企業の仕入量は小さく、少量の部品生産にとどまる場合、その部品を市場調達する場合と比べて高い価格での調達となる可能性がある。

c 範囲の経済が発揮できない
ケースがある（ ）

たとえば生活用品を製造する川上企業が川下の専門販売店を統合した場合、これをスーパーに卸売してたくさんの種類の商品と一緒に小売する場合と比較して、範囲の経済が発揮できない可能性がある。

(5) 垂直統合の動向

a アメリカにおける垂直統合

企業の垂直統合が活発に行われだしたのは、19世紀終盤のアメリカにおいてであった。A.D.チャンドラー(2004)は、この時期に始まるアメリカの壮大な経営発展について記述している。

19世紀後半の市場拡大期に、アメリカの企業は大きく成長を遂げるが、水平的合併が進展し本社の一括管理機能も強化されてくると、さらなる発展を図る手段として垂直的統合への圧力が高まってきた。

それは、多くの場合は流通企業の統合となって現れたが、さらに原材料の生産や輸送にまで広げる企業も少なくなかった。こうして、スタンダード石油、USラバー、デュポンなど巨大な統合企業が誕生し、それは後の事業部制の誕生に向かって成長し^(注4)ていく。

その後の垂直統合は、第3表にみるとおり、60年代までは合併件数のなかで相当の割合を占めていたが、最近では減少している。これは、合併規制が強化されたことによるものといわれる。^(注5)

第3表 アメリカにおける合併の形態別構成比の推移

(単位 %)

	1926 ~30年	40 ~47	48 ~51	52 ~55	56 ~59	63	67	71
水平的	67.6	62.0	36.4	36.1	22.2	9.4	5.3	7.3
垂直的	4.8	17.0	18.2	11.3	14.0	15.1	9.7	1.8
混合	27.6	21.0	45.4	52.6	63.7	75.5	85.0	90.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 篠原・馬場(1974)p.67

(注) 原資料は、J.W.Markham(1973)『Conglomerate Enterprise and Public Policy』Harvard Univ.

b わが国における垂直統合

わが国経済は、戦前の財閥体制から戦後の企業系列に至る企業グループの形成と、下請け企業の広範な存在に基づく経済の二重構造の下で発展を遂げた。それにより、直接の統合以外の形で実質的な垂直統合の効果を発揮できた面もあると思われる。しかし一方では、流通分野をはじめとする垂直統合も盛んに行われてきている。

近年の公正取引委員会への合併届出状況をみると(第4表)、おおむね6%前後を垂直合併が占めている。

また、垂直統合が行われることの多い流通業について、卸売業の流通段階別の販売額構成比をみたのが第5表である。ここでいう「その他の卸」は、大半が同一企業の本支店間取引であり、その比率の高い業種は垂直統合度が高いと判断される。表にみるとおり、機械器具、鉱物・金属材料、化学製品などの資本財や、医薬品・化粧品、食料・飲料などで垂直統合度が高い。

なお、1997年の改正独占禁止法施行により、持株会社が、グループ経営における組織形態の選択肢の一つとして追加されたが、これも、それぞれの組織の独立性を維持しつつ、合併に近い効果を追求するものといえよう。公正取引委員会の調査によれば、持株会社の利用目的は第6表のとおりであり、さきに挙げた垂直統合の効果に通ずるものもあると思われる。

ここで、垂直統合を含む合併は、どのような目的で行われているかを

第4表 態様別合併件数・構成比

(単位 件, %)

		1998年	00	01	02	03
合併件数		151	170	127	112	103
構成比	水平	54.3	62.9	64.3	59.1	74.3
	垂直	5.4	7.1	8.2	5.5	6.6
	混合	40.3	29.9	27.5	35.4	19.1

資料 『公正取引委員会年次報告』から筆者作成

第5表 卸売業の流通段階別販売額構成比
(1997年)

(単位 %)

	第1次卸	第2次卸	その他卸
卸売業合計	42.0	22.5	35.6
繊維品	39.3	36.0	24.7
衣服・身の回り品	48.7	28.2	23.1
農畜産物・水産物	34.9	46.7	18.4
食料・飲料	35.4	21.2	43.4
建築材料	35.7	39.1	25.3
化学製品	44.6	21.2	34.2
鉱物・金属材料	35.0	25.1	39.9
再生資源	25.7	67.6	6.8
機械器具	27.8	14.7	57.5
家具・建具・じゅう器	44.2	25.3	30.5
医薬品・化粧品	30.2	11.5	58.2

資料 通商産業省『平成9年商業統計』

第6表 持株会社の利用目的

(単位 %)

企業風土が異なる会社との統合(合併代替)	35.7
グループマネジメントによる戦略決定	71.4
各事業分野ごとの経営責任の明確化	64.3
各事業部門の雇用形態、労働条件の適正化	35.7
企業グループの再編成、多角化	53.6
新規分野への参入	10.7
その他	10.7

資料 公正取引委員会(2001)
(注) 集計対象は28社。複数回答。

みておきたい。第7表にみるとおり、事業の整理・統合や経営合理化などが多い。なお、70年に通商産業省が実施した調査結果によれば、事業面に関する合併目的としては生産集中・専門化(36.1%)、経営多角化

第7表 合併の目的

(単位 %)

事業の整理・統合	73.0
既存市場でのシェア拡大	39.7
新規技術やノウハウの獲得	22.2
生産効率の向上等経営合理化	77.8
取引先との統合による事業の一元管理	14.3
新規事業・新規市場の獲得その他	20.6
その他	1.6

資料 公正取引委員会(2001)
(注) 集計対象は合併に積極的と回答した大規模事業会社63社。複数回答。

(20.5%)、設備の適正規模化(18.0%)、事業の補充(16.9%)、不振会社の整理(13.2%)などが、経営面に関する合併目的としては管理費用の節減(56.2%)、販売力の強化(46.6%)、二重投資の回避(31.1%)、占拠率の拡大(23.7%)、資金調達力の増大(22.4%)、技術開発力の強化(14.1%)などが挙げられ、前向きな合併理由も多い。^(注6) 企業環境の変化を反映して、合併の目的も変化していることがわかる。

(注4) A.D.チャンドラー(2004) p.36~52

(注5) 篠原・馬場(1974) p.68

(注6) 篠原・馬場(1974) p.68

2 農協組織と垂直統合

(1) 農協にとっての連合組織

農協と連合会の関係は、垂直的關係にある企業同士の関係とは異なるものである。農協の連合会は、単位農協を基本としつつ、事業のスケールメリットや専門性を発揮するために、単位農協を補完するものとして機能している。従って農協の組織についてみる場合、企業と同じように、集中度等を

通して市場の構造を分析したり、市場における企業同士の関係としてとらえると、実態に合わない見方になる。

連合会が単位農協の補完であるということからは、系統組織全体として初めて完結するように組織のデザインが行われているということである。そしてそのなかでは、協同組合の本来の成り立ちである利用を結集することを通してメリットを出すという意味での、高い割合での系統利用が志向され、場合によっては一定割合以上での系統利用率が定められることもある（余裕金運用の系統利用率等）。

このような関係は、企業グループにおける垂直支配関係とは異なり、協同組合としての組織原理に基づくものであることに留意する必要がある。

しかしまた、単位農協と連合会の関係には、企業と似た面がみられることも否定できない。単位農協と県連合会、県連合会と全国連合会の取引は、法制度や相互の行動を規定する諸要素の面で企業同士の取引と類似する点を多く持っているし、それぞれの組織は市場を通して企業とも取引を行っている。

このようなことから、農協組織の垂直統合の目的やメリット・デメリットを考える場合には、企業の垂直統合についての既往の研究成果を活用するとともに、協同組合としての独自性からもそれを考えることが必要である。

（2）農協組織における垂直統合の現状

全中会長の諮問機関である総合審議会は91年3月、系統農協の組織整備の将来方向と実行方策について、農協・連合会の事業機能の拡充と経営管理強化のための法制度等の改正対策について、の2点について答申を行った。この答申は、農協の合併を促進するとともに、各事業とも原則として事業二段方式とすること、組織整備の将来方向は、農協と統合連合組織の二段を原則とし、事業・地域の実情によっては、簡素な県組織の存置や広域連合組織を組成するものとした。

これを受け、91年10月の第19回全国農協大会決議に「系統農協の組織・事業改革」が盛り込まれ、93年4月には全国段階の実行方策として、「系統農協における組織整備実行方策」が取りまとめられた。そして、各県ごとに組織整備の方針が検討され、実施に移されてきている。

この結果2005年2月末現在、信用事業においては、8県で一部事業譲渡の方式で信連と農林中金の統合が行われている。また、経済事業においては36都府県において経済連と全農が統合し、共済事業においてはすべての共済連と全共連の一斉統合が行われた。

また、奈良、沖縄の両県では1県1農協となっているが、これも、単位農協と県連合会が垂直統合したケースとみることができよう。

(3) 垂直統合のメリット・デメリット

以下、前掲第1,2表に挙げた企業における垂直統合のメリット・デメリットに照らし合わせて農協の場合はどうなのか、また、農協独自の垂直統合効果にはどのようなものがあるのかについて、考察することとしたい。

なお、農協系統の組織整備は、各県ごとの実情にあわせて実行方策が定められており、機械的・一律に統合をすすめようというものではない。従って以下の内容も、あらゆる場合に垂直統合が最も有効であるという趣旨ではなく、企業の場合との比較で農協組織にとって考えられる垂直統合のメリット・デメリットについて一般的に記述するものであることに留意いただきたい。

a 企業の垂直統合メリットとの比較

「技術的に補完的な生産工程の統合」については、農協組織の場合、製造工場の統合のような場面は多くはないであろうが、連続する機能を統合することによるメリットを発揮する可能性は少なくないと思われる。地域経済の変化や農協合併の進展は、全国連機能や県域機能の中身とそれぞれの関係をも変化させてきていると考えられ、これらに対応して効率的な事業体制を構築するうえで、垂直統合は有効な手段の一つとなろう。

事業二段の実現を通じた効率化は、生産資材供給のような購買事業においても、また米流通の変化に象徴的にみられる販売事業における流通変化に対応するうえでも、

さらには、多段階の形で行われていた物流を広域的な配送拠点を設ける等により効率化を図るうえでもメリットが期待できる。その要因としては、ここに挙げた連続する機能の統合としての効果が大きいと思われる。

次に、「機会主義的行動の排除」については、例えば、高度成長期のように金融の緩和と引締めが交互に行われる状況の下で、当面の環境に合わせてそれぞれの組織が資金の自己運用を増やしたり減らしたりすると、短期的にはその組織の利益になることはあっても、グループ全体としては長期安定的な有利運用が阻害されるような場合が考えられる。

また、「『部分最適化』の排除」についてみると、農協組織では企業と同じような意味で川上・川下の組織それぞれが過大な「二重マージン」を徴収することは考えにくい。垂直統合前の状態では、段階を通ずるコスト構造が把握できず、トータルとしてのコスト削減が課題として認識されなかったり、削減方法が複雑になることが考えられる。

部分最適化の排除やホールドアップ問題に関連しては、多段階制組織が共同して、システム開発のような多額の資金を要するプロジェクトを実施する時のリスクについても指摘できよう。大規模システムの開発を決定した場合、さまざまな要望をすべて織り込んで最小公倍数的なシステムを構築した場合、高いシステムコスト負担を余儀なくされる懸念がある。

事業の戦略や計画に関して言えば、農協システム組織では組織的な討議を経て樹立されることも多いが、垂直統合は、より一貫した戦略や計画の策定を可能にしよう。さらに、一部の組織のマイナス情報がグループ全体の風評被害に発展するようなリスクは、農協システムにおいても企業と同様にあり、このようなリスクに対処する手段としても、垂直統合は有効といえよう。

「情報の共有と有効活用」に関しては、市況情報や金融情報の提供、組合員の事業利用動向の全国的な事業企画や戦略立案への反映等が考えられる。

次に、「市場支配力の強化」は、企業の項で説明したような意味でのメリットは、農協組織の場合には該当しないといえる。「市場未成熟期における統合的事業立上げ」についても同様である。

以上、企業の垂直統合効果が農協組織にも適用できるかどうかについて考察してきたが、重要なことは、仮に農協にとって効果が期待できる場合でも、そのような問題意識をもって、統合後の組織を再編成しなければ、効果はよく発揮されないということであろう。「事業二段化で連続する事業機能を統合することによるメリット」「機会主義的行動の排除」「部分最適化の排除」等の効果を発揮するには、そのために望ましい内部組織体制とマネジメントを検討し、実施に移すことが必要である。

b 企業の場合のデメリットとの比較

企業の垂直統合のデメリットも、農協に

共通するものが少なくない。

とくに、「効率化へのインセンティブの低下」は、農協組織においても、十分に考慮する必要がある問題である。垂直統合後の各部門や地域本部等がドンブリ勘定にならないよう、事業実績の管理を濃密に行い、場所別部門別の損益計算を充実させる等、計画・実績の管理を厳格に行うことが課題となろう。また、それぞれの部署で職員が計画達成に向けて取り組むインセンティブを確保し高めるための、業績評価と処遇の仕組みを構築することも重要である。さらに、事業の規模や中身に依じて、そのような管理が効率的に行える組織のあり方についても検討する必要がある（事業部制を導入するか否か等）。

規模の経済や範囲の経済が発揮できないというデメリットは、農協組織の場合は限定的なものと思われるが、規模の経済については、事業規模が縮小している場面が少なくないことを考えれば、既存事業について選択と集中の観点から点検していくことは課題であろう。

c 農協組織に固有の垂直統合効果

以上、企業における垂直統合効果が農協の場合についても適用できるかどうかについて検討してきたが、ここでは、農協組織に固有の垂直統合効果について考察したい。

農協組織の垂直統合効果として最も基本的なものは、組合員から全国連に至る間の距離を縮めるということであろう。段階制

組織がたくさん段階を構成するほど、それぞれの組織は自らのパフォーマンスの向上には力を注いでも、組合員の利益という基本的な視点が薄れがちになる危険がある。しかし、農協の連合会は単位農協の機能を補完するためのものであり、単位農協は組合員が集まってよりよい暮らしを実現するための共同利用施設であるという組織原理を踏まえるならば、そのような状態が続けば組織の存立意義が問われることになりかねない。それを避けるためには、組合員の意向や実態が単位農協から全国連に至るまで速やかに伝わり、それが改善として組合員にフィードバックされるという循環が必要である。垂直統合は、このような循環がよりよく働くのを可能にしよう。

しかしここでも、その効果を発揮するための意識的な努力が必要である。事業戦略から個別の商品企画、基盤的な日常業務のみならず、指導事業や教育文化活動に至るあらゆる面で、組合員との距離が短くなるように垂直統合効果が働くための努力が求められよう。

次に、農協組織が各段階それぞれ固有の機能を果たすためにつくられているという意味では、その垂直統合は、企業が自らの経営発展のために他社を垂直統合するというのとは異なり、環境変化に合わせて自らの組織を再デザインすると考える方が実態に合うように思われる。そのような観点から、よりよい機能分担のあり方を検討しつつ統合後の組織の姿を描く必要がある。

さらに、具体的な事業分野においても、

農協独自の垂直統合のメリットがあるように思われる。すぐに思いつくのは、食の安全性確保をととした消費者との連携強化である。トレーサビリティシステムを構築するうえで、生産から消費の間にある事業主体数が少なくなることは、大きなメリットである。しかも、農協組織は、肥料、飼料、農薬等の生産資材の供給から、生産者への営農指導、生産物の販売まで、一貫したプロセスに関与している。消費者の信頼を得るために垂直統合を活かすという観点も極めて重要であろう。

おわりに

以上、企業と農協を比較しながら、垂直統合の効果について考えてきたが、農協組織にとっても企業と同じような垂直統合のメリット・デメリットがあること、また農協には協同組合として、独自の統合効果があることがわかる。

しかし、すでに述べてきたように、垂直統合の効果をよく発揮するには、そのために内部組織をデザインし、そのための仕組みを構築する等、目的意識的な努力が求められることも明らかである。このような意識をもって、組織と事業を点検し、改善することが今後とも求められよう。

<参考文献>

- ・ J.S.ペイン(1970)『産業組織論』丸善
- ・ 篠原三代平・馬場正雄(1974)『現代産業論2 産業組織』日本経済新聞社
- ・ G.J.スティグラー(1975)『産業組織論』東洋経済新報社
- ・ 今井賢一(1976)『現代産業組織』岩波書店

- ・ O.E.ウイリアムソン (1980)『市場と企業組織』日本評論社
- ・ 全国農業協同組合中央会 (1985)『JA教科書 農業協同組合 事業総論』家の光協会
- ・ R.H.コース (1992)『企業・市場・法』東洋経済新報社
- ・ 石田信隆 (1993)「農協の合併効果について」『農林金融』4月号
- ・ 石田信隆・中村耕 (1994)「事例に見る農協の合併効果」『農林金融』3月号
- ・ 石田信隆 (1995)「農協合併をめぐる諸課題」『農林金融』8月号
- ・ ミルグリム・ロバーツ (1997)『組織の経済学』NTT出版
- ・ 長岡貞男・平尾由紀子 (1998)『産業組織の経済学』

日本評論社

- ・ 小西唯雄 (2000)『産業組織論と競争政策』晃洋書房
- ・ 公正取引委員会 (2001)『大規模事業会社とグループ経営に関する実態調査報告書』
- ・ 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会 (2002)『電気通信事業分野におけるブロードバンド時代の競争環境整備の在り方』
- ・ A.D.チャンドラー (2004)『組織は戦略に従う』ダイヤモンド社
- ・ 日本農業新聞 (各年版)『日本農業年鑑』

(基礎研究部長 石田信隆・いしだのぶたか)



多様な集落営農の取組みの 現状とその課題

〔要 旨〕

- 1 農家の高齢化や後継者不足が進むなかで、集落を単位として、農業生産を担う集落営農の取組みが進んでいる。そして、集落営農は農政上も担い手として位置付けられるようになってきたが、現在の集落営農組織の多くは、現行の農政が求める「経営体」としての性格とは必ずしも一致していない。例えば、担い手とする集落営農について、農政上は、「将来、効率的かつ安定的な農業経営」へ移行可能なものに絞り込もうとしているが、現状はそのような集落営農組織は、ごく一部にとどまっている。
- 2 集落営農組織の実態を検証するために行った現地調査の結果からは、集落営農の成立過程や地域の農業条件、社会的条件等により、集落営農組織がそのまま経営体として展開していけるかどうかは不確実であり、必ずしも単線的な方向で進んでいくものではないことがうかがえた。集落営農組織がそのまま法人化し、経営体としての展開を指向する事例もあったものの、農業生産基盤の維持が最優先で、法人化は当面は指向しないという事例や、集落機能の維持と経営体としての機能を両立させるため、組織を分離する事例等、様々なケースがみられた。
- 3 集落営農組織の法人化による経営体としての展開が容易には進まない背景には、地域の農業条件、社会的条件等によって経営体としての展開が可能な集落営農組織に限られるうえに、集落営農組織が持つ合意形成機能等を維持したままで、経営体としてのマネジメント機能を発現していくことが容易でないことがあげられる。
- 4 集落営農は多様な展開を示しており、地域の農業生産基盤の維持がなければ経営体としての発展も難しいことを考慮すれば、その法人化も含め、担い手とする集落営農はより広い概念でとらえ、多様な現状に応じた支援が必要と考えられる。

目次

はじめに

1 集落営農の現状

2 現地調査にみる集落営農の多様な展開

(1) 現地調査先の概要

(2) A組織

(3) B組織

(4) C組織

(5) D組織

(6) E組織

(7) F組織

3 現地調査事例にみる集落営農の現状と課題の整理

(1) 集落営農組織の多様性と経営体としての展開について

(2) 集落機能とマネジメント機能の両立について

おわりに

はじめに

現在、農家の高齢化の進行や後継者不足等の状況のなかで、集落を基盤として農業生産の維持を図っていく集落営農組織の育成が大きな課題となっており、農協、自治体等により積極的に取り組まれるようになってきている。そして、従来個別経営の規模拡大に重点を置いていた農政においても、2002年12月に決定された米政策改革大綱においては「集落型経営体」として、さらに03年9月に施行された改正農業経営基盤強化促進法では「特定農業団体」として、集落営農が担い手として明確に位置付けられるようになった。

このように、集落営農に関する行政・農業団体等の関心や取り組みは高まってきているものの、現状では、「集落型経営体」は113組織、「特定農業団体」は120組織にとどまっている。^(注)一方、地域水田農業ビジョ

ンでは、全国で約5千の集落営農組織（ほかに約1万の受託組織）が担い手と位置付けられており、現在の地域が担い手として集落営農組織と、現行の農政が求める集落営農組織像とは必ずしも一致していないと考えられる。そして、このまま現状の集落営農組織と、農政の求める集落営農組織像が乖離したまま進めば、例えば、施策対象の絞り込み等を通じて、既存の集落営農組織の存続、ひいては集落農業や地域農業にも影響がでかねないと思われる。

そこで、本稿では、集落営農の現状を既存の統計データの整理、および現地調査等を通じて把握することに注力するとともに、実際の集落営農組織が、法人化をし「経営体」として展開していくことが必然的なものなのか、またそうでないとなればどのような課題があるのか等について、検証・整理していきたい。

(注) 農林水産省「新たな経営安定対策と資源保全策等のねらいとイメージ」(2005年1月)

1 集落営農の現状

まず、既存の統計から集落営農の現状について確認しておきたい。集落営農とは、農林水産省の定義では、「『農業集落』を単位として、農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいう」とされている（2000年世界農林業センサスより）。

やや古いデータではあるが、00年11月1日時点で、全国の集落営農組織数は9,961となっている。これを主要作物別にみると、水稲・陸稲が7,002と圧倒的に多く、次いで麦類1,238、雑穀・いも・豆類889が続く（第1表）。

また、同調査による集落営農の活動内容を種類別にみると、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整」が50.9%と最も高く、次いで「農業用機械を共同所有し、オペレーター組織が利用」49.6%、「農業用

機械を共同所有し、参加農家が利用」43.5%と続き、「集落内の営農を一括管理・運営」は12.1%となっている。

ここで、食料・農業・農村基本計画の見直しにかかる中間論点整理（04年8月）によれば、集落営農に関して、「一元的に経理を行い法人化する計画を有する等、経営主体としての実態を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれる集落営農については、担い手として位置付けることが適当である。」とされている。その意味では、そういった担い手として位置付けられる「一元的に経理を行える集落営農組織」は00年時点では、集落営農組織の1割強しかなかったことになる。

さらに、第19回食料・農業・農村政策審議会企画部会（04年10月1日）における「担い手政策について」資料において、上記の「将来、効率的かつ安定的な農業経営」とは、「他産業従事者並みの労働時間により、他産業従事者並みの所得が確保できる

農業経営」とされ、他産業生涯所得を2.1億円、おおむね40年従事と仮定し、年間所得を530万円としている。そして、それを実現するには、水田作・集落営農については、経営耕地40ha（水稲26.7ha、裏作小麦13.3ha、豆類13.3ha）が必要と試算している。しかしながら、00年時点で都府県における集落営農の耕地面積規模は、30ha未満が全体の約4分の3を占め（第2表）、

第1表 地域別主要作物別集落営農数

（単位 営農数）

	集落営農数	主要作物				
		水稲・陸稲	麦類	雑穀・いも・豆類	飼料用作物	その他の作物
全国	9 961	7 002	1 238	889	284	547
北海道	647	166	234	62	129	55
都府県	9 314	6 836	1 004	827	155	492
東北	990	540	57	223	77	93
北陸	2 005	1 642	125	216	-	22
関東・東山	289	180	28	26	1	54
東海	1 022	779	169	2	17	55
近畿	1 939	1 287	472	84	11	84
中国四国	1 837	1 503	63	115	35	121
九州	1 232	904	90	162	13	63

資料 農林水産省「農業構造動態調査 地域就業等構造調査結果の概要」

第2表 耕地面積規模別集落営農数(都府県)

(単位 %)

		集落営農数計	5ha未満	5~10	10~20	20~30	30~50	50~100	100以上
都府県計		100.0	12.8	16.1	27.9	18.0	14.4	8.3	2.5
主要 作 目 別	水稲・陸稲	100.0	11.0	16.1	28.9	19.1	14.6	7.9	2.4
	麦類	100.0	8.0	12.1	28.2	18.4	19.4	10.8	3.1
	雑穀・いも・豆類	100.0	19.4	21.9	22.6	13.0	9.3	11.2	2.5
	飼料用作物	100.0	27.4	19.3	29.7	4.9	11.6	7.0	-
	その他の作物	100.0	31.6	14.1	22.0	13.7	11.3	4.7	2.6

資料 第1表に同じ

第3表 集落営農耕地面積規模の変化

(単位 %)

		集落営農数計	集落営農を行っている耕地面積		
			増えた	変わらない	減った
計		100.0	19.7	51.7	28.7
主要 作 目 別	水稲・陸稲	100.0	16.9	52.6	30.5
	麦類	100.0	22.9	55.1	22.0
	雑穀・いも・豆類	100.0	35.7	44.9	19.4
	飼料用作物	100.0	34.0	53.5	12.5
	その他の作物	100.0	14.2	42.3	43.5

資料 第1表に同じ

また集落営農を行っている耕地面積についても、減ったとする回答が増えたとする回答を大きく上回っており、面積を拡大している集落営農は全体の20%未満にとどまっている(第3表)。

こうしたデータからは、「将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展」していくような、集落営農組織は、少なくとも00年時点では全国でも非常に限られていたことがうかがえる。

さらに、上記「担い手政策について」の資料では、「担い手として位置付ける集落営農」としては、「具体的には、これを特定する仕組みとして、法制度上位置付けられている特定農業団体を基本とすべきではないか」としているが、その要件は、「5年以内の法人化計画」を持つことや、「主

たる従事者の所得目標が市町村基本構想の水準以上」「一元的に経理を行う」等多くの既存の集落営農組織にとっては、かなり厳しい条件となっている。

実際の担い手と位置付けられる集落営農の規模要件等は05年秋に固まるとみられるが、現状の方向

のままでは、07年度に導入がめざされている経営安定対策については、多くの集落営農組織にとって非常に厳しい要件となる可能性もある(実際、米政策の担い手経営安定対策の加入者は集落営農で約200組織にとどまっている)。

このように、重要な担い手として位置付けられつつある集落営農組織ではあるが、統計データをみるかぎり、経営体としての単線的な拡大をしている集落営農組織はその一部にとどまっており、農政上期待される集落営農組織像との乖離も大きいように見受けられる。

では、こうした状況には、どのような背景があるのでしょうか。次節では、実際の集落営農組織の事例調査を通じて、集落営農の「経営体」としての展開にかかる現状およびその課題等についてみていきたい。

2 現地調査にみる 集落営農の多様な展開

(1) 現地調査先の概要

本稿では、全国5地域の6事例の現地調査を行った。対象は、集落営農の多様性を

意識し、地域的には、東北、関東・東山、近畿、中国、九州地方を、農業地域類型別には、都市的地域から山間農業地域まで、参加戸数も10戸前後から数百戸規模と幅広い対象を設定した。また、組織の歴史も、前身の組織も含めれば30年近い組織から、組織ができてから数年という若い組織もあり、組織形態も任意組合から既に法人化を済ませた組織まで様々である。さらに、対象のなかには、規模、運営形態等において、既に農林水産省から担い手として位置付け

られる「効率的かつ安定的な農業経営」を実現しているとみられる組織もある。

現地調査においては、現在の集落営農組織の活動や課題等に加え、先の問題意識に基づき、集落営農が成立するプロセスや、今後の組織としての発展性の方向性等について聞き取り調査を行った。

以下では、上記の項目等に沿って事例を紹介する。

(2) A組織

A組織がある地域は、東北地方の農村部で、農業地域類型では中間農業地域に属する。管内の農地は約1,100haであるが、その農地の約9割がリンゴを中心とする樹園地で、A組織の参加農家も、ほとんどが果樹経営を行っている。果樹を中心に、農業依存度が高い地域であり、果樹と稲作との労働力の競合を避けるため、集落営農が

第4表 調査先の概要

	A組織	B組織 (表の内容は B組織管内 の集落営農 組織)	C組織	D組織	E組織	F組織
地域	東北	関東・東山	近畿	中国	九州	九州
市町村の農業地域類型	中間農業地域	中間農業地域	平地農業地域	山間農業地域	都市的地域	都市的地域
現状	任意組合	任意組合(4組織)	任意組合	任意組合	有限会社	農事組合法人
現組織の設立年	1999年	1989年	1992年	1997年	1997年	2002年
現組織の前身	70年代半ばに組織化された10の栽培組織	B組織の主導により作られた集落営農組合、水稻協業組織等	-	-	1990年(任意組合)	1995年(任意組合)
法人化	-	-	-	-	1997年	2002年
法人化の予定(調査時点)	現状なし	新たに有限会社を設立予定	既存組織の農事組合法人化を予定	現状なし	-	-
受託・経営面積等	約90ha(水田)	営農組合4組織計(トラクター作業面積174ha、乗用田植え機84ha、コンバイン247ha)	17.1ha(水田)	代表者自らの経営面積3haと合わせて約9ha	委託作業面積延べ1,000ha(含むヘリコプター防除)、利用権設定約50ha	利用権設定15.3ha、部分受託延べ78.5ha
集落内農地面積	140ha(水田)	1,080ha(4組織組合員農地面積計)	20.3ha(水田)	18ha(水田)	123ha(地区水田面積合計)	51.4ha(水田)
参加農家数等	231戸	組合員数1,270戸(4組織計)	22戸	12戸	110戸	35戸(法人構成員)

資料 聞き取り調査 先方提供資料等を元に筆者作成

進んだという側面がある。

A組織は、現在、任意組合としてほぼ1村1営農組織を実現しているが、組織の前身は、70年代半ばに村内の各集落または複数の集落により形成された稲作生産組織である。70年前後に行われた県営の区画整理事業と、同事業に伴って大型機械の利用が可能になったことがそれら組織の設立契機となった。しかしながら、70年代後半に入り、村内の農家の減少や、転作の拡大、機械更新時の農家負担、オペレーター不足等から、村外からの入作等の問題も出始めた。

そのため、農作業や栽培方法の統一等をめざし、90年代半ばから生産組織の組織再編のためのプロジェクトチームを発足させ、検討を重ねた。なお、プロジェクトチームには、農家代表だけでなく、農協、役場、農林事務所、普及センターからも参加した。

そして、プロジェクトチームで作り上げた案をもとに、90年代後半、生産組織が再編組織に全面加入するよう要請がなされ、組織発足の過程では、さらに構成員間での幾度とない話し合いがもたれた。その結果、農家代表が再編案にかかわったことにより農家の当事者意識も高まり、最終的に当時11あった生産組織のうち10集団が加入し、99年に新組織であるA組織が発足したものである。

現在A組織は、組合員231名で運営され、水田約90haを3つのチームによるローテーションで、受託作業を行っている。また組織の運営にあたっては、農協が事務局とし

て一定の役割を担っており、販売や生産資材の購入等もすべて農協を通じて行っている。各農家が自分の所有する田についての、草刈り等の出役はあるものの、農家の負担は、一連の作業（耕起・代掻き、田植え＜苗代含む＞、刈り取り）に賦課金を含め、10a当たり4万8千円程度の負担で済む。

A組織が成功した背景としては、ほ場整備により整備された水田が比較的集積していたこと、農家の田面積が3反程度で規模格差が小さく、また果樹経営の副業としての性格から参加農家が自作経営に執着しなかったこと、地域の関連農業団体がすべて参加し地域営農の再編にかかわったこと、1村1農協として、農協、行政等関連機関が一体的に地域営農の再編に加わったこと等があげられる。

A組織では、法人化については、現在は中心となって経営を担う人材が見当たらず、躊躇せざるをえないという状況であった。これは、A組織では、先祖からの水田を荒廃させないために、そして主業であるリンゴ経営への影響をできるだけ少なくするために、集落営農に取り組んだわけであり、その後の経営体としての発展を見込んだものではなく、現在の運営もそういう体制にはなっていないことが影響しているという。

集落営農組織は、その性格上、集落の合意形成機能に重点が置かれ、少数の担い手に意思決定を任せる「経営体」とは、本質的に異なるものである。そのため、法人化による経営体としての発展を考える場合に

は担い手を確定させる必要に迫られるが、集落営農組織の本質を維持しつつ、そうした担い手を確定させることは容易ではない。そのため、A組織のように集落の合意形成機能を重視してきた組織では、「経営体」へ移行することが難しいケースが多いと考えられる。

(3) B組織

営農センターによる集落営農組織の育成
 ここでは、集落営農組織そのものではなく、役場、農協等が設立したB組織（営農センター）を通しての集落営農の組織化を取り上げる。B組織がある町は、関東・東山地方の中間農業地域にあり、地域にある約1,080haの農地のうち田が850haと約8割を占める。また、農家数は約1,100戸であるが、2種兼および自給的農家が全体の約8割を占めている。

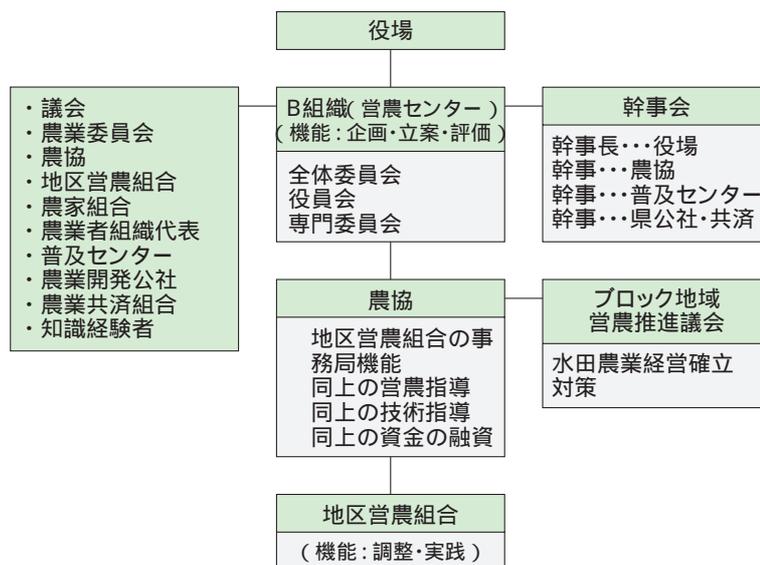
B組織は、今後の地域農業を考えるうえで、地域の農業振興を一元化してマネジメントする組織が必要との認識に立ち、86年に設立された。背景には、当時、地域内の多くの農家が、零細規模にもかかわらず個別完結型経営で、農業機械への過剰投資による経営圧迫や高齢化による担い手不足、さらには農村機能の低下が問題となりつつあり、従来の個別農家対応ではこうした問題に対処できない状況

だったことがある。

具体的には、85年に行われた農業委員会からの建議をきっかけに（そこでは、「農業に関わる農業者・町・JA・農業委員会・普及センター等がひとつのテーブルを囲んで町の農業の企画・立案・評価を行う農業振興センターを設立し、統一のある町ぐるみの農業・農村の振興体制の確立」がうたわれている）、7か月間にわたる農業者、関係機関による徹底した研究・検討のうえで、地域のすべての農業関連団体が参加するB組織が設立された（第1図）。それにより、関係機関や農家ごとの連携が薄かった町の農業振興方策および推進体制が一元化され、全町の農業をマネジメントする「地域複合営農」への取組みが可能になったという。

「地域複合営農」は、具体的には、B組織を核とした全戸参加の組織農業による農業と農村の活性化、地区営農組合によ

第1図 B組織の機構



資料 B組織資料より

る効率の高い農地の利用調整により多様な担い手を育成し、地域ぐるみの農業と農村の活性化、 専業農家、兼業農家、高齢者、女性のそれぞれの向きにあった営農を支援、 農村機能の維持継承、等である。

B組織は、設立後、まず各集落の集落営農組織育成に取り組んだが、規模の限界や入作における土地利用調整の問題等が生じてきた。そのため、80年代後半までに、それら集落営農組織を旧村単位の4つの「地区営農組合」に再組織化（参加農家約100～400戸）することになった。以来、現在まで、それら「地区営農組合」を中心に、農家合意を基本として積み上げられた地区営農組合の営農計画に基づいて、組織と農家が補完して進める組織農業が定着している。

現在「地区営農組合」には、地域の農家全戸が参加し、それぞれの組織が大型機械による農作業の受託作業を行っている。年間の作業面積は、トラクター、田植え機、コンバイン合わせて延べで約500haとなっており、県平均よりも水稻で約20%、大麦で約30%のコスト低減に成功している。

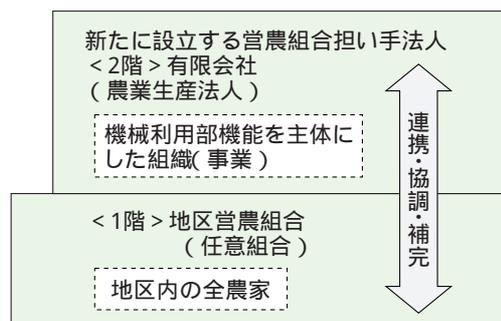
B組織の取組みが成功した要因としては、まず、各団体でばらばらに取り組まねがちな地域営農振興が、すべての農業関連団体がB組織に参加することにより一元的に行えるようになったこと、地域内を全農家が参加する4つの地区営農組合に組織化することに成功したことで、B組織の営農振興方針を町内全域に浸透させることが可能になったこと、各団体との連携に

より、地域の営農振興に関し一元的な地区情報システムの導入を図り、地区営農組合の効率的な作業が実現できていること、等があげられる。

さて、B組織では、今後、地区営農組合を中心とした地域の農業生産基盤の維持をさらに発展させ、経営感覚を持ち地域農業を引っ張っていく、プロ農業としての担い手の育成に取り組むとしている。これは、地域の担い手不足の深刻化から後継者育成の必要性が高まるとともに、農業環境の悪化等から経営感覚に優れた担い手・経営体の育成が必要との認識に基づく。具体的には、地区営農組合に今後の地域農業の主役を担う「地区営農組合担い手法人」を育成し、組織としては「地区営農組合」は機能と活動を今後も任意組合として継続させて1階部分とし、2階部分に「農業生産法人」を設立するとしている（第2図）。

これは、任意組合である地区営農組合に農地の利用調整等の役割をゆだね、地域の営農の今後を担うための法人を別建てでつくるということである。そして、法人はやる気のある農業者の出資により設立し、現

第2図 地区営農組合の法人化体系
（2階建方式）



資料 第1図に同じ

在の地区営農組合の作業を、機械・施設は地区営農組合所有のまま、法人が借り受け、作業を実施するとしている。

法人は、独立採算を原則とするが、土地利用型農業だけでは今後の展開に限界があるとし、加工・販売事業等いわゆる6次産業としての展開も志向するとしている。

集落営農においては、農地利用調整を図るために地域の合意形成が重要な機能であり、それは集落の農業生産基盤を維持するうえでは有効である。ただし、それはある意味では集落営農を下支えする現状維持のための機能であり、その上に経営体としての意志決定機能や後継者育成機能を期待することは難しい。そのため、集落営農組織そのものの法人化ではなく、新たな法人組織にそれらの役割を担わせるということであろう。

このように、B組織では、単線的な集落営農から経営体への展開ではなく、むしろ両者の機能を整理したうえで、組織を再編する方向が指向されている。

(4) C組織

C組織がある地域は、近畿地方の平野部であり、農業地域類型では平地農業地域に属する。農地の約9割が水田で、また自給的農家と2種兼農家の比率が9割を超えるなど、典型的な兼業農家中心の水田農業地帯である。

さて、C組織の設立は、91年に県が推進する集落営農の促進事業の指定を受けたことが契機である。そして、集落役員を中心

に集落一体となった営農体制整備の検討に入り、大型機械の共同利用による営農組合の設立を集落内の農家に提案した。その結果、農家の同意を得たことで、92年から任意組合としてC組織を発足させたものである。

集落内には、26戸の農家が約20haの水田を耕作しており、26戸のうち22戸が営農組合に参加している。営農組合は、トラクター、田植え機、コンバインによる作業受託と、小麦、大豆の転作作業を行っている。C組織の運営においてとくに注意が払われていることは、高額である農業機械のメンテナンスと魅力ある労賃の設定である。前者は、オペレーターが作業終了後の洗車・給油・故障箇所の有無の点検を確実に行うことで機械の耐用年数の長期化に成功しており、労賃は1日8時間の出役で16,000円の手当てで、若いオペレーターの確保にも問題はないということである。

C組織の代表者によれば、農業集落の一般的な現状は、「集落のなかで、7～8割の人は農業をするのはいやだが、やめるわけにはいかない状況」であり、「いかに困っている農業を困らなくするのか」から集落営農の取組みはスタートするべきとしている。そして、集落営農組織により、個別農家にとっては、農業機械の購入をやめることにより金銭的負担や、農繁期の肉体的負担、家庭内での精神的負担が解消するとしている。さらに、集落農業により作業の効率化や麦・大豆の高度利用転作にも取り組むことができ、また集落営農を通じての

地域活動や集落の人材の活用（集落は人材の宝庫）により地域の活性化等も図られるとしている。

なお、C組織における成功理由の一つとしては、独自の積み立てによる資金償還と作業料金の積み立てによる新たな機械追加・更新があげられる。この独自の方式により、組合として借金返済の懸念をなくし、かつ機械の更新を可能にしている。そして、この集落営農組織の立ち上げからかかわっている中心メンバーは、C組織の資金計画を含む営農方式をパソコンで利用できるようにし、その普及にも努力している。個々のケースに応じた試案を視察に訪れた団体に例示しており、そのなかの相当数が実際に集落営農組織を立ち上げている。

さて、C組織は、現在、任意組合から法人化への移行を計画している。これは、集落内の農家が高齢化してきたため、作業だけでなく、全面的に経営委託を求める声が高まってきたためと、役員の中にも兼業先で定年を迎え、時間的に受入れが困難だった水田の受入れが可能な体制が整いつつあるためである。法人化により1集落1農場タイプの営農組織ができるとし、また近隣の集落からの受託も受け、規模の拡大を図るとしている。また団塊の世代の定年帰農に備え、さらにハウス野菜等への取組みも始めたいとしている。

C組織は、集落の農家規模が30戸未満といわば顔のみえる範囲であり1集落1農場というコンパクトな経営体に移行を考えていることが、集落営農組織自体の法人化へ

の移行を容易にしている側面があると考えられる。また、C組織方式のパソコンソフトによる普及にみられるように、既に集落営農組織のなかに経営的なセンスを持つ人材が確保できていることも大きい。集落営農組織が経営体としての展開を考える場合、A組織で言及したように、経営者としてのマネージメントを担う人材が必要になるからである。

(5) D組織

D組織があるのは、中国地方の山間部で、農業地域類型では山間農業地域に属する。典型的な過疎地域であり、高齢者比率も行政区域内では5割近く、かつ過疎法上の過疎地域にも区分され、社会・自然状況は非常に厳しい。

農家の高齢化や後継者の不在により耕作放棄地の増加が続き、厳しい農業環境のなかでなんとか農業生産を維持しようと、行政はほ場整備の完了地域から営農組織、農作業受託組織の育成に取り組んできた。しかし、農業生産条件の厳しさからほ場整備の取組みも遅れがちで、D組織も90年代後半に行われたほ場整備事業が契機となって作られたものである。なお、社会的・自然的条件が厳しいなかで集落営農の取組みが進んだのは、核となるリーダー農家の存在に加え、集落農家の大部分が農業所得への依存度が低く、新たな農業機械への投資を避けたい2種兼農家であったことが大きいようである。

さて、D組織は、96年に集落内のほ場整

備が行われたことを契機にして、代表者を中心に集落内の農家12戸が参加し、任意組合として設立された。現在、町の補助を受けてコンバイン等大型農業機械を購入し稲作受託組織として活動している。代表者は組合の中心となって受託作業を行っているが、繁殖牛の飼育も行っており、子牛販売収入、集落営農でのオペレーター収入、米販売収入等複数の収入源で農業経営を維持していることになる。

水田の作業面積は、代表者自らの経営面積3haと合わせて約9haである。集落の田面積は約18ha程度とみられることから、代表者の経営面積を含めれば、受託組織で集落の稲作のほぼ半分をカバーしていることになる。また受託作業は荒起こし・代掻き3ha、田植え6ha、刈り取り（乾燥・調整を含む）6ha等で一連の作業をすべて行っている。それぞれの作業における受託料は、一般の集落営農組織と比べてかなり低く抑えており（田植え5千円/10a、刈り取り1万円/10a等）、利用農家が乾燥・調整等を含む全作業を委託しても10a当たり4万円前後でまかなえるという。機械購入における町の補助がこうした低い料金を可能にしており、補助がなければ受託組織の運営は難しいという。

D組織代表者によれば、現在の受託組織の規模について、受託面積10haくらいまでは規模拡大が可能であろうが、それ以上は難しく、またたとえ10haでも、条件不利地域ではとても今の米価では経営としてはもたないという。そして、集落営農を進め、

全面的な受託から一元的な経営に移行することも、山間地における農業条件の制約から非常に難しい。それは草刈りと水管理が大変な作業になるためであり、これらの作業は受託組織を利用する農家自身にしてもらう必要があるという。山間地でのほ場整備の限界（田の区画が大きくなる一方で、傾斜のきついけい畔面積も大きくなる）と、水管理の煩雑さ（個別農家ごとの水管理が必要）によるもので、受託組織でそれらの作業まで行うことは到底手が回らず、また雇用労賃を払ってまでやるとコスト的に見合わないということである。

そのため、現状では、法人化による経営体としての展開をめざすより、山間地域で農業生産を維持するために、現行組織をいかに維持するかということが重要という。

D組織は、集落営農組織の組織化と、経営体としての展開の間に、非常に大きな落差がみられる事例である。D組織では、集落規模や農地規模、2種兼中心という農家構成等は、C組織と似通っているが、自然条件の差から、ほ場整備後の区画面積や農地の集積状況等は全く異なっている。山間地等農業条件が不利な地域では、農業条件の制約からそもそも土地利用型農業の採算性が低く、たとえ、集落営農組織を設立したとしても、法人化による経営体への展開が難しいケースがあるということであろう。

ただし、こうした地域では、個別農家の大規模経営の展開も考えにくく、少なくとも、集落営農の組織化がなければ地域の営

農が維持できないことも明白である。法人化はともかく、既に成立している集落営農組織そのものは担い手として位置付けなければならないと考えられる。

(6) E 組織

E 組織があるのは、九州地方の都市近郊地帯であり、農業地域類型では都市的地域に属する。E 組織がある集落は、農家戸数110戸、水田面積123haで、交通の便が良く兼業化が進み、専業農家は非常に少なくなっており、また農業従事者の高齢化も進んでいる。営農形態は土地利用型農業が主体の地域である。

E 組織がある集落では、70年代末よりほ場整備の取組みが始まり、84年度にはコントリーエレベーターが整備されるなど生産基盤の整備は進んでいた。そして、生産調整の強化等もあり、農地の有効利用を図るための集落営農の取組みが89年に大豆の集団転作を契機に実現している。この集団転作を契機に集落農業の今後のあり方についても検討されるようになり、その結果、大豆の集団転作と高性能農業機械を導入した集落営農組織の育成が必要という結論に達した。そして、発起人を中心に組織づくりへの検討が開始され、約2か月の集落内での検討を経たうえで、集落全戸の合意を得、集落営農組織が設立されることになったのである。そして、90年に設立された集落営農組織では、農地の利用調整、ブロックローテーションによる集団転作の取組み、大型機械による受託作業の実施、

地域輪作体系への取組み等が行われた。

しかし、6年が経過し集落営農組織としての活動が進展するにつれ、任意組合としての集落営農組織の活動では、将来における地域の担い手確保、土地利用調整の高度化、オペレーターの補償制度の充実、集落営農の各種調整機能と農作業の実施機能を兼ねたことによる組織運営の煩雑さ(意見集約や方針決定などに多くの時間が必要)等の課題がでてきた。

そこで、集落営農組織の役員を中心に検討を重ねた結果、上記の課題を解決するには法人化の方向が望ましいとの結論が出たため、96年より、関係機関と役員で法人化へむけての研究会を設置することになった。そして、具体的な構想が出来上がった時点で、組合員説明会を重ね、法人化への組合員の同意を得ることができ、97年に法人化は行われたのである。この法人化は、集落の合意形成機能とマネジメント機能を分けるために二本立てで行われ、集落全戸で組織した法人で従来の集落営農組織の機能を引き継ぐ農事組合法人と作業受託を行うE組織が有限会社として設立された。

現在、両者の機能分担は、農事組合法人では、土地利用調整と転作団地化、作物の品種決定・誘導、受託組合への借地利用権設定、受託組合への農作業受委託斡旋、機械施設の導入、受託組合へのリース等が行われ、有限会社であるE組織では、集落内の農作業受託、借地経営、オペレーターの社会保障、大型機械の導入、雇用機会の確保、集落外の借地・農作業受託等が行われ

ている（第3図）。

E組織では、集落内外において、数十haの借地経営（米、麦、大豆）、1,000haの作業受託（ヘリコプター防除を含む）をオペレーター、補助員でこなしている。充実した機械装備、オペレーターの高い技術等により99年の調査によれば、E組織では水稻、小麦、大豆において、生産費を県平均に対し、30～40%削減することに成功している。

現在、地域農業を支えている農事組合法人とE組織は、密接な連携のもとに補完しあっており、具体的には受託組合の取締役会が方針を提案し、営農組合の理事会の同意をもって、運営されている。そして、農事組合法人の総会では、E組織の経営内容や運営方針についても報告・検討が行わ

れ、集落合意のもとで運営されているのである（なお、E組織では、農家の合意形成を担うマネージャーとしての「地域のトータルプランナー」の確保・育成に注力している）。

さて、E組織は集落の合意形成機能と「経営体」としてのマネジメント機能を、強い連携を保ちつつも別組織で分担することで成功している。平坦で大規模区画のほ場や優秀な経営者（E組織には、集落営農組織の設立を主導した非常に有能な経営感覚にすぐれたメンバーが存在）等の条件が揃っていたという背景があるとみられるが、集落機能とマネジメント機能の両立を考える上での非常に参考になる事例である。

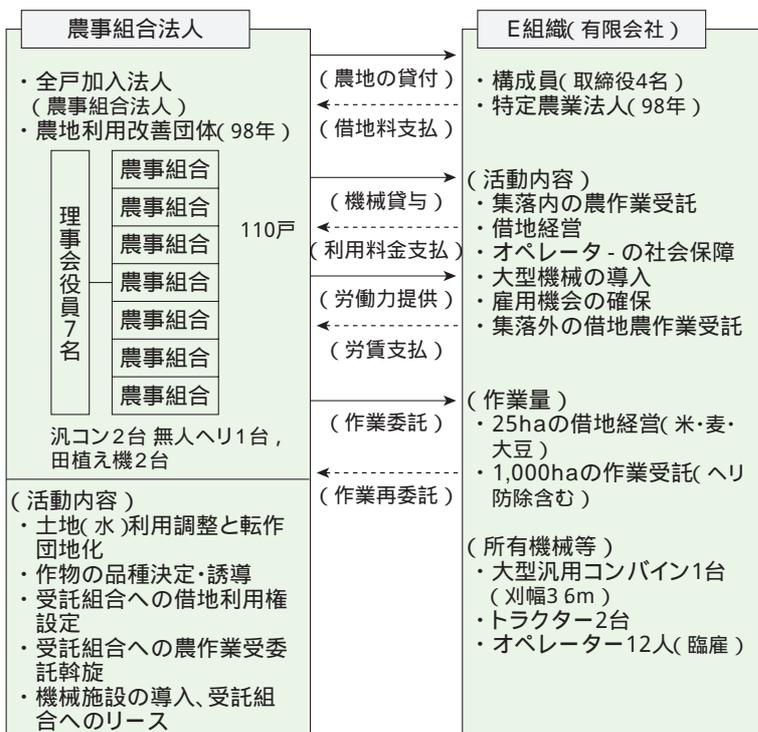
また、ここから集落営農組織については

個別経営とは異なり、その規模が拡大していけば、経営体としての性格がおのずと強くなるというものではないこともうかがえる。つまり、集落営農への参加農家が増えれば増えるほど本来機能である合意形成に係る調整がそれだけ複雑になるため、経営体としての一体的な運営がより難しくなるということである。

(7) F組織

F組織は、九州地方の平坦な水田農業地帯にある。F組織のある地区は、農家数は28戸、農地面積（水田）は、約

第3図 集落営農組織の再編(E組織)



資料 久留米地域農業改良普及センター

50haで、農業形態は、水稻、麦、大豆主体の土地利用型農業である。

同地区では、農地が不整形、狭小であることや、湿田の散在や、農道、用排水路の未整備等、農業条件の改善が課題となっていたことから、93年度からほ場整備事業に取り組むことになった。そして、ほ場整備の取組みを契機に、管内の抱えるもうひとつの問題である農業従事者の高齢化、後継者不足等による生産能力の弱体化にいかに対応していくかが、並行して検討されることになったのである。そして、検討の結果、大型機械導入による省力化・効率化とともに、共同作業、作業受託による省力化・効率化を行うことで、つまり集落営農に取り組むことで、後者の問題に対応していくこととなった。そして、集落営農組織である営農組合が95年に任意団体として設立され、同組織が02年に農事組合法人（F組織）へと移行している。

現在、F組織の構成員は、35戸で、利用権設定は約15ha、部分受託として延べ約78ha（稲刈り、耕耘、代掻き、田植え等）、転作作物として、麦と大豆をそれぞれ20ha超の栽培を行っている。

その他にも、地域発展の中核的存在としての「集落営農」体制づくりには農業の持つ多面的機能を発揮することが必要とし、共同作業による用排水路の維持、農道の整備、消費者、地域住民との交流活動等の取組みも行っている。また、地産地消運動においても転作作物（麦、大豆、パレイショ等）によって消費者、実需者（学校給食、

農協の直売所等）を常に意識した作物生産を行うことや女性部会の野菜の生産、高収益園芸作物の栽培、加工食品の生産へも取組みを進めたいとしている。

また、F組織では、運営システムとして、一般農家、大規模農家（4ha以上）、営農組合に分けた受委託調整の基準を設け、原則として、地区内農家間の「農作業の受委託」は行わず、新たな受委託はすべてF組織が行うことをめざしている。営農組合を通じて農家に配分するケースはあるが、それはあくまで営農組合が「部分受託能力」が不足の場合である。そして、の大規模農家については地区外で個人間契約による規模拡大をすることを奨励しているが、地区外から受託希望がF組織にある場合、窓口はF組織で実際の作業は大規模農家に任せることも計画中である。

さて、F組織は任意組合から法人に移行しているが、その理由として、対外的な信用力、農用地の利用権設定が可能になったこと、オペレーター、農業従事者の社会保障制度の充実、税制上の各種優遇措置の適用、生産調整、米価下落影響緩和対策等に優遇されることをあげているが、高齢化や後継者不足により農地の全面受委託が必要な農家が多数でてくることが予想されるなかで、の理由が最も大きいとしている。

F組織は、集落営農組織が任意組合からそのまま法人化したケースであるが、その主たる動機は、上記のように集落営農をいかに守れるかということである。つまり、

法人化によるメリットはあくまで集落農業の維持に有効かどうかで判断されている。

このように、集落営農組織からの法人化は、集落農業をいかに守りいかに維持できるかという視点でされるケースが多いとみられる。その意味では、法人化はされたとしても、それがいわゆる法人自体の経営拡大をめざす「経営体」への移行を必ずしも意味しないことに留意する必要がある。

3 現地調査事例にみる集落営農の現状と課題の整理

さて、以上6つの集落営農組織についてその概要を説明してきたが、ここでは、今回の現地調査からよみとれる集落営農についての現状とその課題について整理しておきたい。

(1) 集落営農組織の多様性と経営体としての展開について

今回の事例調査にみられるように、集落営農組織は非常に多様な性格を持つ。例えば、集落営農の範囲についてみれば、D組織のように、昔のいわゆる小字単位の集落で集落営農を営んでいる組織もあれば、E組織のように複数集落が一体となった組織、さらにA組織、B組織（旧村単位）のように行政単位で一体となっている組織もある（なお、A組織、B組織では、管内の農業関連機関が一体となって、集落営農への対応が行われていることも特筆すべきであろう）。集落営農組織の体制もA、D組織の

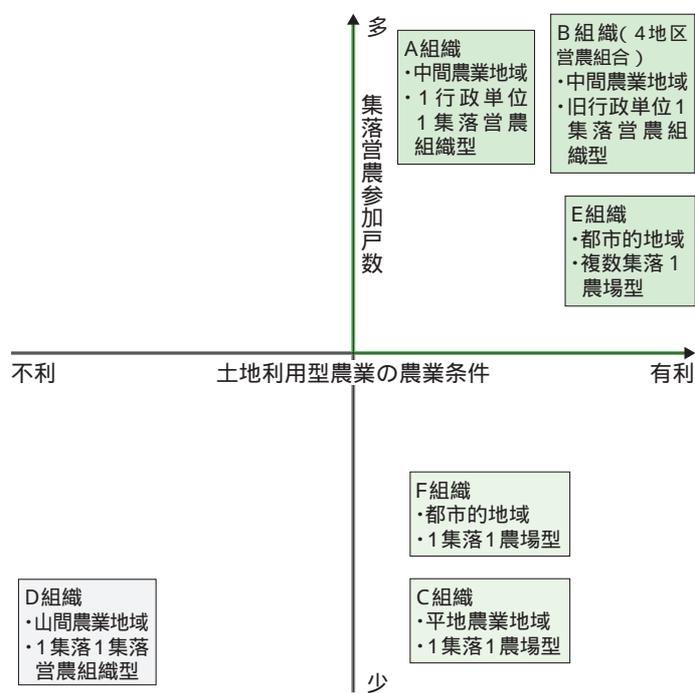
ように、任意組合として機械利用組合に近い性格を持つ組織から、E組織のように、集落外も作業対象とする農業経営体としての性格をもつ組織もある。

そして、こうした多様性は、それぞれの組織が基盤にしている農業条件や、地域・社会条件、さらに組織設立に至る経過等が、それぞれの組織に固有であることから生じているとみられる。例えば、多くの事例で、集落営農組織の設立の契機となっているほ場整備についてみても、農業条件の違いによりその状況はさまざまであり、数haのほ場整備で1枚20a程度の区画にしかすぎない地域もあれば、100ha前後のほ場整備が50a区画で行われた地域もある。

こうした農業条件の違いは、集落営農組織の範囲に影響するとみられ、例えば、ほ場条件が不利な山間地域では、大規模な集落営農組織は成立しにくい（D組織）、一方、平野部の水田農業地域では、農地集積や競合する大規模農家の状況等にもよるが、合意形成さえできれば、大規模な集落営農組織が成立し、さらに、農地の連坦性の有利さから、複数集落によるさらに大規模な集落営農組織への展開も可能になる（B組織<4地区営農組合>、E組織）。

第4図は、今回の集落営農への参加戸数と、農業条件についてのポジションを筆者の主観によりプロットしたものである。現在の農政がめざしている経営体としての集落営農は、おそらく、集落単位で成立した集落営農組織が複数集落あるいは1行政1集落営農組織等より大規模な組織になり、

第4図 調査対象集落営農組織のポジション



資料 聞き取り調査をもとに筆者作成

そのうえで法人化による経営体としての展開をめざしていく形態であろう。事実、今回の事例調査でも、農業条件の有利な地域で展開した集落営農組織は、法人化による経営体としての展開が比較的容易であるようにみられる。

しかし、今回の事例調査にみられるように、例えば、農業条件が不利な地域において、少数の構成農家による集落営農組織は、そのままのかたちでの法人化は難しいし（今回の事例でいえばD組織）、そうした地域では、複数集落がまとまるかたちでの集落営農組織の育成はさらに難しいであろう（図中の集落営農参加戸数多、農業条件不利の部分。この部分での集落営農の組織化は、大規模なほ場整備等が必要であろうが、現在の財政状況下では、難しいであろう）。つまり、

こうした地域では、法人化が可能な集落営農組織の育成そのものが難しいということになる。

また、農業条件が有利で、かつ、多数の農家が参加して運営される集落営農組織においても、経営体としての性格が自然に強まるものではなく、むしろ参加農家戸数が多くなればなるほど、集落営農組織としての合意形成機能と経営体としての機能の両立がそれだけ難しくなる。そのため、経営体としての展開を図るには、今回の事例でみられたような何らかの組織運営上の工夫をこらさなければならぬケースもでてこよう。

さらに、農業条件にかかわらず、集落営農組織の合意形成機能という性格上、少数の担い手を特定することが難しいケースも多く（今回の事例でいえばA組織）、その場合、運営上の問題から経営体としての展開が難しいことになる。

このように、集落営農組織は、集落営農のもつ合意形成機能という性格上、そしてその成立過程の多様性、農業条件、地域・社会的条件等から、経営体としての展開が難しいケースが相当数に上るとみられる。

そのため、経営体としての位置付けを重視しすぎるあまり、集落営農組織の現状を考慮せずその範囲を限定すれば、集落機能が維持できなくなり、結果としてその上に立つ経営体の維持も困難になるということにもなりかねない。

今回の事例調査でも、外形上の組織の多様性にもかかわらず、いずれの組織も、地域農業の将来を考えるうえで集落機能の維持が重要という認識は共通であった。つまり、農業生産基盤の維持を図るうえで集落機能は必要最低限なものであり、法人化による経営体の展開もそうした基盤があつてこそ可能であることに留意する必要があるうし、そうした視点で政策対応をしていく必要があるだろう。

(2) 集落機能とマネジメント機能の 両立について

上記のように多様な性格を持つ集落営農組織であるが、調査事例のなかには、集落営農組織として集落農業を守る存在から、経営体として次なる展開に取り組んでいる組織がある。そして、その際に問題となるのは、集落機能の維持と経営体としての意思決定の問題である。

今回の事例調査からよみとれるように、そもそも、集落営農組織にとっては農地利用調整等集落の合意形成機能が最も重要な役割である。例えば、集落営農組織では、基本的には集落参加農家全員の同意を得ることで、大型機械の購入、農地の集積や転作、作業順序等農地利用全体をスムーズにし、効率的な営農を行うことに重点が置かれる。つまり、集落の農家の扱いは、基本的には平等であり、かつ全員一致が原則である。ただし、こうした組織運営では参加農家数が多くなればなるほどその調整・合意形成にかかる手間・時間が膨大になるこ

とになる。

一方で、集落営農を行うことは、個々の農家の出役を最低限にし、少数のオペレーター等が集落の農地を一括して作業を行うことになり、そこでは、その作業に対しての専門的で高度なマネジメントが必要となる。さらに、現在の土地利用型農業をめぐる環境からみれば、付加価値の高い品種の選定や園芸作物等の導入、さらには加工・直販事業等への取組みも経営体の収益維持のために当然必要になり、そこでは早期もしくは高度の判断や意思決定を求められる場合もあろう。

そして、法人化により経営体としての性格が強くなれば、経営を維持するために後者のマネジメント機能がより重要になり、集落機能の維持と、経営体としての意思決定のバランスが非常に大きな問題となってくる。

今回の事例調査では、とくに、参加農家が多く意思決定にかかる時間・コストが大きいとみられるB組織(4地区営農組合)、E組織では、集落営農機能を維持するための組織と経営体としての機能を担う組織を別組織にすることでその問題を解決する方向が示されていた。

第1節でみたように、担い手とされる集落営農組織には、今後さらなる経営規模の拡大が必要になるケースが多いとみられる。そして、現状では、そうした組織は複数集落や1行政1集落営農組織等によらなければ、とくに都府県では成立しにくいであろう。しかし、それは参加農家の増加を

通じて、組織の合意形成の複雑さが一層増すことを認識しておく必要がある。

複雑化する集落の合意形成機能を維持しつつ経営体としてのマネジメント機能をいかに発揮していくかが重要な課題となるわけで、それに伴って、B、E組織のような工夫が必要になってくる。ただし、その際には、集落営農組織機能が維持されたうえで、経営機能を担う組織をどうするかという視点が重要であろう。地域農業の基盤となる集落営農組織と新たな組織がバラバラに運営されたのでは、地域農業の活性化が難しくなるケースも考えられる。B、E組織においても、集落営農機能を担う組織と経営体としての機能を担う組織は、密接に連携・調整が行われている（もしくは行うとしている）。それぞれの機能を生かすつつかつ連携していくことにより、地域農業の高度化を図っていくということである。

また、こうした高度な組織運営が必要となる大規模な集落営農組織に対しては、地域の農業関連機関がばらばらな対応をしているのは、そのニーズに対応していくことは難しい。今回の事例にもあるように、関連機関が一体となった対応が必要であり、系統組織が中心となって、行政、農業改良普及センター、農業委員会、土地改良区等とともに、集落営農組織の対応窓口の一元化も進めていく必要がある。

おわりに

今回の事例調査にみられるように、集落

営農には、多様な展開がみられており、その形態も様々である。少なくとも、集落営農組織が企業的な経営へ単線的な方向で展開するものではないことは明らかである。

この背景には、経営体としての展開が可能な集落営農組織に限られるうえに、集落営農組織が本来的に持つ機能である集落の合意形成機能と経営体としてのマネジメント機能とが必ずしも両立し難いという問題がある。そのため、既存の集落営農組織の多くは、現段階では、集落農業の維持もしくはその崩壊を防ぐ役割に限定され、法人化による「経営体」としての展開は難しいとみられる。

しかしながら、地域の農業生産基盤の維持がなければ、その上に成立する経営体としての展開も難しいことは明らかであり、担い手とする集落営農は、法人化も含めより広い概念でとらえ、多様な現状に応じた支援が必要と考えられる。

< 参考資料 >

- ・安藤光義（2003）『構造政策の理念と現実』農林統計協会
- ・全国農業協同組合中央会『月刊JA』2001年3月号，特集「二一世紀の日本農業の担い手（集落営農編）」
- ・上田栄一（1994）『みんなで楽しく集落営農』サンライズ出版
- ・金原由孟（2005）「集落営農のビジネスモデルの構築について」『農業と経済』1月号
- ・木原久（2002）「農業の担い手としての集落営農」『農林金融』10月号
- ・内田多喜生（2004）「中山間地域農業の現状と課題」『調査と情報』11月号

（主任研究員 内田多喜生・うちだたきお）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2004

A4判, 194頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03 3243 7318

FAX 03 3270 2658

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業本部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03 5295 7580

FAX 03 5295 1916

発行 2004年12月

農業の担い手問題とJAの対応

神奈川県下に住む畏友で農学博士の三廻部真巳氏から衝撃的な手紙が届いた。

「わが村を見ても後継者がいる農家は一軒もありません。みんな高齢専業農家です。作業受託のオペレーターも高齢のため、新規の委託申し込みは断っています。ギブアップの状態です。耕作放棄の水田には葎，ミカン畑には竹が生えています。既に農地は担保価値がゼロです。どうやら農業経営者の実力が他企業と同様に問われる時代になりました。」

耕作放棄地は全国で、すでに34万haに達している。その空き間を埋めるように、株式会社の農業参入が目立つ。その実態については本誌2004年12月号に掲載された、主任研究員室屋有宏氏のレポートが詳細で、しかも鋭い観察眼が随所に光っている。参入の主体は地場中小企業と大企業に二分される。

前者では、建設業のケースが注目される。私の所属する農政ジャーナリストの会の調査では長野、新潟の両県でこのケースが多い。不況による公共事業の削減がその背景にあり、労働力は自社従業員の配置転換で賄っている。従業員は農家の子弟が多いこと、建設業のノウハウが活用できることも大きな要因となっている。

半面、ビッグビジネスの参入ケースは、カゴメに見るように地元農業法人との契約栽培の形が典型的である。園芸分野に先行する、大手商社による畜産インテグレーションも、その多くは農家との契約飼育方式である。農家は価格変動の経営リスクを背負うよりも賃労働（その多くはチープレーバー）の安定性を選ぶパターンが一般的だ。

双日ホールディングス（旧日商岩井）も、25の農業生産法人と契約し、農産物販売の「夢百菜共和国」を設立。三菱商事はキューピーとの共同出資でカット野菜の「サラダクラブ」を立ち上げ、原料野菜を農家や農協との契約栽培で調達している。居酒屋チェーンのワタミやワインメーカーのメルシャンは、自社農場での生産に乗り出している。

ビッグビジネスでは、JFE、キリンビール、セコム、三井物産、トーメンなどの農業参入も目立つ。しかも留意すべきは、内閣府が進める構造改革特区が企業の農業参入の突破口となりつつあることだ。

農業サイドとして最も気になるのは、各社が依存する農業労働力は、結局のところJAの組合員農家を標的としていることである。これは契約栽培の形であれ雇用の形であれ、企業によるJA組合員の囲い込みであり、JAの存立基盤への“侵蝕”である。

JAグループでは全中、県中に担い手対策室を設置。農業内発型法人、農協出資型法人などへの融資機関として、農林漁業金融公庫、地方公共団体等とともに、アグリビジネス投資育成(株)を02年10月に発足させ、農業法人の育成に力を入れていくこととなった。心強い動きだ。農業内発型の合同会社と新規参入型株式会社との“荒野の決闘”が21世紀日本農業の新たな構図として浮かび上がってきた。

担い手問題の焦点は、農政の支援対象をどの範囲に限定するかという問題となる。農林水産省は当然のことながら“バラ撒き農政”を避けるために範囲を絞ろうとする。土地利用型農業の分野では、米政策における担い手経営安定対策の要件として、都府県4ha、北海道10ha、集落営農20haの線を打ち出している。

問題は集落営農だが、私の取材経験では、やはりその基本的パターンは作業の受委託組織である。受託するコントラクター(機械のオペレーター)が経理まで一括管理する「特定農業団体」は、当然支援の対象とすべきだろう。

カントリーエレベーターなど共同乾燥施設の利用者名簿を山形県下で見たことがある。ほぼ20名前後がグループとなっており、同じ品種、同じ作型のイネ栽培をしている。このグループが集落営農に相当する。共乾施設は“共感施設”なのである。機械の共同利用や営農の一括管理ができる経営主体は、担い手集団として位置付け育成していくべきだ。

農林水産省は、農地法の改正により、農地を持ちながら作物を栽培しない地権者に対し、農地の貸出や売却を求め、要請に応じない場合には規模拡大志向農家や株式会社などに強制的に貸し出す耕作放棄対策を強行するようだ。また担い手の農地借入を簡単にするため、農地の貸付信託も拡充させる。いずれにせよ、農業に一生を賭けようとする専業志向者に道を拓く施策の積極的な展開に期待したい。

(農政ジャーナリスト 鈴木俊彦・すずきとしひこ)

米流通制度改革と米価の動向

〔要 旨〕

- 1 2004年4月から改正食糧法が施行され、米政策改革のうち原則自由となる流通制度改革部分はほぼ完全に実施に移された。計画流通米制度は廃止され、政府米以外は原則的に米に流通法規制上の区分・規制が無くなった。とはいえ、流通の実態は、突然にいわゆる自由米市場が現出するような激変を伴うものではなく、従来からの自由化、流通改革の流れに沿った取引実態に即して展開されつつある。
- 2 米流通制度改革は、「米政策改革大綱」(02年12月農林水産省)が想定する4本柱の一つであり、食料・農業・農村基本法のベースにある「価格安定政策から市場原理の下での経営安定政策へ」の転換に則ったもので、現在検討中の食料・農業・農村基本計画見直しに連なるものとなる。
- 3 今回の米流通制度改革では米集荷等、中間(卸)流通、取引市場の局面で自由化が図られ、小売の局面では既にスーパー等量販店がバイイングパワーで米小売価格の低廉化を牽引している。
備蓄・過剰米対策では、政府、自主流通法人(全農等)による備蓄・中央処理が行われていたが、過剰米対策は「集荷円滑化事業」として独立し、その処理は個々の生産者、農協等に分散されることとなった。
- 4 国内主食用米の長期的需給緩和状況に流通規制緩和も加わって米価は長期的に低下しており、04年産米のコメ価格センター全国年間加重平均指標価格(05年2月現在)は15,709円と16,000円を割り込む過去最安値となっている。
- 5 一方、米の生産費(60kg当たり)も作業委託の進展による家族労働費の減少等により低下傾向にあり、10年タームでは一定の生産効率化が進んでいるものと考えられる。
米価と生産費等の対応状況(60kg当たり)を見ると、生産者マージン(稲作所得 - 家族労働費)は長期的に低下傾向にあり、全国平均ベースでは99年産米以降02年産米まで赤字となっている。これに「稲作経営安定対策(稲経)」のネット補填金を加味すると01年産を除いて黒字となり、稲経に一定の政策効果があったものといえる。
04年産米からは、新たに「稲作所得基盤確保対策(稲得)」と「担い手経営安定対策(担経)」に衣替えされたが、担経の加入状況はその面積要件等の厳しさ等から約16万ha、約3万人、集落営農組織は200団体と少ないものとなった。
- 6 米価は今後とも傾向的には低下していく可能性をもち、生産者サイドでは生産調整的確な実施と、担い手への農地集積や集落営農組織等をてことした生産効率化をさらに進める一方、政策サイドには規模要件緩和等の幅広い経営安定対策が求められよう。

目次

はじめに

1 米流通規制緩和の進展

- (1) 自主流通米制度の登場
- (2) それ以降の流通規制緩和

2 米流通制度改革の位置付け

- (1) 「米政策改革」との関係
- (2) 農政全体との関係

3 米流通制度改革の内容

- (1) 米集荷等
- (2) 中間(卸)流通
- (3) 米の取引市場
- (4) 小売

(5) 備蓄・過剰米対策

4 米流通変化の実態

- (1) 米集荷等
- (2) 中間(卸)流通
- (3) 米の取引市場
- (4) 小売

(5) 備蓄・過剰米対策

5 米流通変化を受けた米価の動向

- (1) 米価の長期的動向
- (2) 米価の低下要因
- (3) 生産費との対応状況

おわりに

はじめに

2004年4月から改正食糧法が施行され、米政策改革のうち流通制度改革部分はほぼ完全に実施に移された。戦前からの全量管理の食管制度(食管法)、それまでの闇米をいわゆる計画外流通米として認知せざるを得なかった95年からの旧食糧法(自主流通米+政府米=計画流通米について管理)に次いで、改正食糧法では100万トンを適正水準とする備蓄にかかる政府米以外は原則的には米に流通法制上の区分・規制が無くなった。

とはいえ、流通の実態は、突然にいわゆる自由米市場が現出するような激変を伴うものではなく、従来からの自由化、流通改革の流れに沿った取引実態に即して展開されつつある。

そこで、本稿では今回の米流通制度改革の内容を、制度と実態両面から整理するとともに、流通規制緩和の流れに沿って低下してきた米価の動向について概観してみることとしたい。

1 米流通規制緩和の進展

(1) 自主流通米制度の登場

一人当たり国民米消費量の減少を主因とする国内米需要の傾向的減少と、高米価政策のもとでの反収増を主因とする国内米生産量の傾向的増加が相まって、60年代後半から米過剰と政府古米在庫の積み上がりが生じてきた。

ここで登場するのが財政負担軽減や政府買入量の抑止を目的とする自主流通米(以下「自流通米」という)制度と、生産調整政策(減反)の政策パックである。両者はこれ

第1表 米関係数値の長期推移

	稲作付面積 (万ha)	生産調整 面積 (万ha)	10a当たり 収量 (kg)	総生産量 (万トン)	政府買入量 (年産) (万トン)	自主流通 米集荷量 (万トン)	計画外 流通米 (万トン)	政府在庫量 (10月末) (万トン)	一人1年当 たり消費量 (kg)
1970年	292	34	442	1 269	678	169	-	720	95
75	276	26	481	1 317	639	246	-	114	88
80	238	58	412	975	367	286	-	666	79
85	234	59	501	1 166	433	331	-	32	75
90	207	85	509	1 050	177	506	218	95	70
95	212	66	509	1 075	165	466	317	118	68
00	177	97	537	949	40	442	370	256	65
02	169	98	527	889	14	419	368	155	63
03	167	102	469	779	1	306	372	57	60

出典 (財)全国瑞穂食糧検査協会『米麦データブック(平成16年版)』
 (社)米穀安定供給確保支援機構ホームページ(<http://www.komenet.jp/komedata/>)ほか
 資料 農林水産省ほか

以降、自流米制度は04年3月まで、生産調整は今日までその数量・面積を増加させつつ継続されている。

(2) それ以降の流通規制緩和

それ以降も種々の流通規制緩和がなされたが、基調となる要因は前記(1)のとおりで、大きなものはいわゆる計画外流通米を認めざるを得なかった95年の旧食糧法施行である。そして今回の米政策改革の一環としての流通制度改革である改正食糧法の施行による規制緩和＝原則自由の米流通制度の実施となる(第1表参照)。

2 米流通制度改革の位置付け

(1) 「米政策改革」との関係

今回の米流通制度改革は、「米政策改革大綱」(02年12月農林水産省)が想定する4本柱、需給調整(生産調整)方式の生産数量調整方式への転換、経営政策・構造政策の構築(全生産調整実施者対象の米価下

落影響緩和対策「稲作所得基盤確保対策」に上乗せして「担い手経営安定対策」を講じる)、流通制度改革(計画流通制度の廃止等)、水田利用のあり方・農業生産対策の展開(田畑転換中心の持続的輪作体系の推進等)のひとつを構成するもので、「大綱」全体の実現目標年次は2010年度だが、できるだけ早く実行するとされていたものである。

(2) 農政全体との関係

農政全体との関係では、ベースとしては食料・農業・農村基本法の立法精神である、価格安定政策から市場原理のもとでの経営安定政策への転換に則ったものであり、また、これを受けて現在検討が行われている食料・農業・農村基本計画見直しに連なるものとなる。

なお、「米政策改革大綱」、改正食糧法は、具体的には旧食糧庁の「生産調整に関する研究会」による「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」(02年11月生産調整に関する研究会)に基づいて起草されている。

3 米流通制度改革の内容

(1) 米集荷等

旧食糧法では、計画流通米（自流米と政府米）の集荷先は第一種登録出荷取扱業者（農協、全集連系等）に限られ、出荷側卸売業者はこの者と2次集荷業者である第二種登録出荷取扱業者（経済連、全集連系等）、3次集荷業者である自主流通法人（全農、全集連等）に限られていたが、改正食糧法では氏名、住所、主たる事務所の所在地等の届出と帳簿の備付け義務を果たせば誰でもが米の集荷を行えるようになった（届出・記帳義務は、年間事業規模20精米トン以上の者）。

なお、集荷に伴って表示・検査制度として義務付けられていた国による農産物検査の受検は任意となった。とはいえ、一般消費者販売ではJAS法に基づき品質表示基準（00年3月31日農林水産省告示第515号）による表示が必要となり、原料玄米の表示（産地、品種、産年）を行うためには生産段階での農産物検査法による検査が必要となる。

(2) 中間（卸）流通

旧食糧法では、集荷した計画流通米は一種取扱業者、二種取扱業者、自主流通法人でなければ登録卸売業者、登録小売業者への販売ができなかったが（自主流通法人は登録卸へのみ。なお、その他に登録卸間、登録小売間売買可）、改正食糧法では備蓄米として売買される「政府米」以外の米＝「民間

流通米」に関しては、米を業として取り扱う業者（年間精米取扱い20トン以上）がすべて届出対象となること以外は、原則自由な販売取引ができることとなった（法規制先として前記(1)の集荷業者と区分しない同一規制）。

要するに、自流米では販売先が固定されていたが、改正食糧法下では複線型、交差型の種々の流通ルートが発生しうることとなる。この自由な取引が円滑に実施されなければ国民食料の安定供給に支障がでることから、改正食糧法では販売事業者に対する債務保証事業を行ってこれを支援することとし、併営する集荷円滑化事業とあわせ「米穀安定供給確保支援機構」（以下「米穀機構」という）を設けることとされた。具体的には、従来の「(社)全国食糧信用協会」が新しく「(社)米穀安定供給確保支援機構」に変更され、同機構が法上の米穀機構として指定された。^(注1)

(注1) 農林水産省総合食料局プレスリリース（04年4月1日）。

(3) 米の取引市場

旧食糧法では、(財)自主流通米価格形成センター（以下「自主米センター」という）が食糧法制上の米の価格形成市場として位置付けられ、「法上の登録業者を売買取引参加資格者」として「入札取引が行われていた」が、改正食糧法では「一定の資力信用等があれば取引参加ができる（生産者、^(注2)出荷事業者、販売事業者、実需者等）」ようになり、「入札取引（基本取引）のほかに日常的な取引も行える」ようになった。また、

自主米センターは、新しく「(財)全国米穀取引・価格形成センター(以下「コメ価格センター」という)」に変更され、同センターが法上の「米穀価格形成センター」^(注3)として指定された。

また、旧食糧法下では自主米センターに関して、自主米センター指標価格の自主米センター外の相対取引への一律^(注4)適用や義務上場制^(注5)があったが、改正食糧法では廃止された。

なお、法上では「米穀価格形成センター」は一つに限定せずに複数のセンターを容認し、将来的な複数市場の並存を予想している。

(注2) 改正食糧法に基づく届出事業者・実需者で、原則として過去3年間の決算で債務超過となっていない、最近1年において10玄米トン以上の米穀取扱実績を有する等が取引参加資格となる。

(注3) (注1)に同じ。

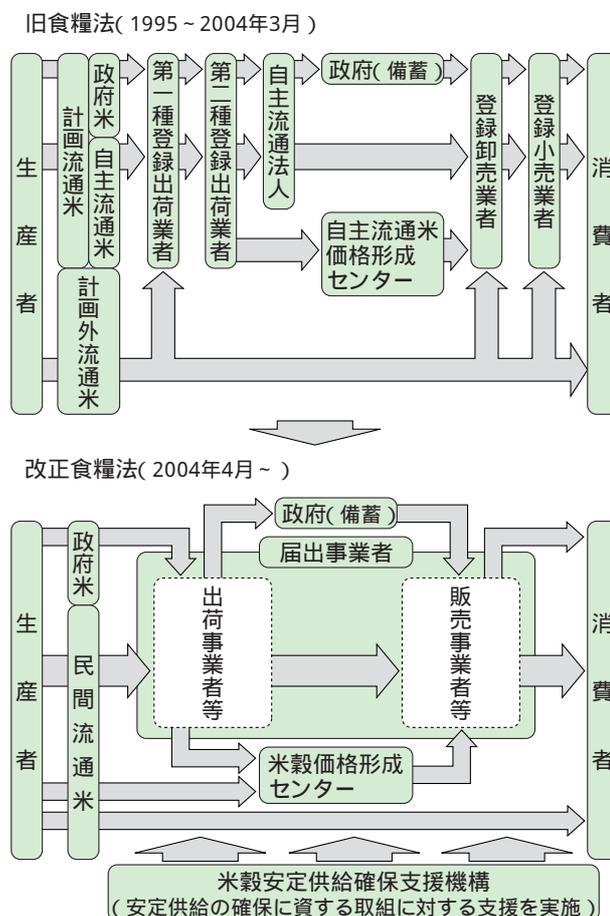
(注4) 「指標価格制」のことで、入札結果の落札価格を産地銘柄ごとに加重平均した価格を指標価格とし、これを公表して自主米センター取引以外の相対取引にも適用させていたもの。

(注5) 「義務上場制」とは、集荷数量8千トン以上の産地銘柄について集荷数量の3分の1以上の自主米センターへの上場が義務付けられていたもの。

(4) 小売

旧食糧法では米穀小売は都道府県知事への登録制ではあったが、それまでの食糧法の制限的規定とは違い、取扱店舗を一括登録できるとともに、取扱数量要件は外されており、既にかかなりの程度に自由化が進んでいた。改正食糧法はさらに一步を進め、前記(1)(2)で集荷・卸売業者について述べた届出制が集荷・卸・小売業者等の業

第1図 食糧法に基づく米の流通ルート



出典 (財)全国瑞穂食糧検査協会『米麦データブック』
農林水産省
(注) 主な流通ルートのみを記載している。

態区分なしに適用されることとなった(第1図)。

(5) 備蓄・過剰米対策

a 備蓄

旧食糧法下においては、農業者ごとに定められた面積の水田について転作を実施した者を対象として政府が備蓄米を買い入れる仕組みとしていたが、改正食糧法では「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(旧法下の同基本計画に代わるもの)

に即して円滑な備蓄運営を行うために政府米の買入れ・売渡しを行うものとされた。また、備蓄方式は、順次在庫の年産を更新する回転備蓄方式によるものとされており、買入れ・売渡しは入札方式を基本として行われることとなった。

なお、政府備蓄については前記のとおり100万トンが適正水準とされたが、これは旧食糧庁の「備蓄運営研究会」による「備蓄運営研究会報告」（01年12月）に基づくものである。

b 過剰米対策

旧食糧法下においては、基準数量を150万トンとする政府備蓄のほかに、自主流通法人（全農等）による備蓄および調整保管制度があった。政府備蓄には豊作時の短期的需給調整機能が含まれており、調整保管は豊作等による過剰部分の市場隔離を目的にしたものであった。

改正食糧法では、過剰米対策は備蓄とは切り離されて「集荷円滑化事業」として独立することとなった。これは過剰米の処理ルールをあらかじめ決めておき、過剰米が発生した場合は、出来秋の段階で主食用米と区分して出荷することにより隔離しようとするものである。

区分出荷した生産者には、過剰米の価値に見合う単価（額）の短期融資が行われ、融資返済は担保過剰米によることも可能とし、現物返済の場合は、米穀機構が新規加工用途等に販売して回収することとなっている。集荷円滑化事業の対象生産者となる

には、生産調整方針に参加し、米穀機構へ1,500円/10aの基金拠出を行う必要がある。融資単価は3,000円/60kgに設定された。この融資のほかに1年後には生産者拠出からの支援3,000円/60kg、集荷奨励助成1,000円/60kg（農協等に出荷した場合のみ）、保管料等経費助成500円/60kg（米穀機構取分は別途に500円/60kgあり）が受けられることとなっており、農協出荷の場合には合計して7,500円/60kgの実収入が得られることとなる。

なお、この集荷円滑化対策は、これに参加しないと他の生産調整メリット対策（産地作り対策、稲作所得基盤確保対策、米価下落影響緩和対策、担い手経営安定対策）は受けられないこととなっており、入口での過剰米の絞込み方策となっている。

また、豊作による過剰米分は原則として翌年産の生産目標数量から削減されるが、新規加工用等として販売（確実）した場合等には生産目標数量を復活できることとなっている。

おって、稲作所得基盤確保対策は、「産地作り対策」とともに生産調整助成金が振り替わった「産地作り推進交付金」の両翼を構成しているが、都道府県段階で、両者間の相互融通と、助成単価・使途の裁量が認められている。

4 米流通変化の実態

(1) 米集荷等

旧食糧法下では、傾向的な国民一人当た

り米消費量の減少を受けた米需要減少に対応する生産調整により、米生産量も順次減少してきていたが、これを計画流通米と計画外流通米に区分してみると、計画流通米が減少傾向にあるのに対して計画外流通米は増加傾向にあった。

生産者における計画外流通米の販売理由としては縁故（親類，友人の注文）が多く，農業法人では消費者との紐帯，高価格性，縁故が多い。^(注6) 農協系統が計画外流通米を集荷することもあったが数量は相対的に少なく，基本的な集荷対象は計画流通米であり，農協系統の集荷率は計画流通米の減少に伴って低下してきた。

02年産米の計画流通米比率は48.8%と生産量の半数を切っており，うち農協系統が取り扱った計画流通米比率は46.7%となっている。同年産の計画外流通米比率は残余の51.2%で，うち農協系統が取り扱った計画外流通米比率は4.5%，計画流通米と計画外流通米をあわせた農協系統の取扱比率は足して51.2%となる。^(注7)

改正食糧法による初めての集荷となる今04年産米については，全農が農協系統の集荷率目標を，不作で低下した03年産米から挽回すべく47%とし，栽培履歴記帳等の要件を満たした「JA米」とそれ以外の一般米の集荷に取り組んでいる。なお，一般米は「JA米」より50円/60kg安く販売することとされている。^(注8)

注意しなければならないのは，既に相当程度流通自由化していた旧食糧法下にあっても，計画流通米に関する本源的1，2次

卸は農協，経済連等に限られていたことである。改正食糧法下ではこの優位性がなくなることになる。

(注6) 食糧庁『計画外流通米の販売に関するアンケート調査結果(2000年産)』

(注7) 川崎(2004)

(注8) 「JA米」とは，銘柄が確認された種子による生産，生産基準にもとづく栽培，生産基準にもとづく栽培履歴の記帳，農産物検査の受検を要件とするJAグループのブランド米で，初年度の04年産米で取扱量100万トンを目指している。

(注9) 日本農業新聞04年10月13日付

(2) 中間(卸)流通

旧食糧法下の中間(卸)流通は，計画流通米に関しては売り手と買い手の法規制は別のもので，基本的には売り手と買い手が決まっていた。売り手は農協，経済連，全農等であり，買い手は米卸・小売業者，外食業者等であった。もっとも売り手の経済連等が卸売登録して同時に買い手に回ることはあったし，卸間売買，小売間売買も認められていたが，本源的1，2次卸に較べればその分流通コストが上乘せされていたことになる。

改正食糧法下では，集荷，卸，小売業等の業態区分は無くなる。例えば，コメ価格センターの入札参加資格が拡大されたことにより，センター登録業者は法改正前の売り手45業者，買い手294業者から，04年8月には売り手133業者，買い手370業者に増加し，特に川上側の売り手は約3倍に増加した。新規登録した売り手は大手商社(双日，住友商事)，大手米卸のヤマタネ，むらせ(神奈川県横須賀市)や，計画外流通米比率の高い福島県内の集荷業者34社，茨城

県内業者8社等で、スーパーの登録はなかった（スーパーは既存の流通ルートを活用するものと考えられる^(注10)）。

（注10）日本経済新聞04年4月14日付
日本農業新聞04年8月20日付

（3）米の取引市場

旧食糧法下では法上の米市場は自主米センター1か所だったが、義務上場制の内容が集荷数量の3分の1以上とされていたこともあり、自流通米にかかると主食用うるち米販売実績数量に占める上場数量の比率は30%弱の年間100万トン台で推移していた。従って、自主流通米売買取引の量的な意味での主要市場は相対取引市場であった。相対取引のメインプレイヤーは全農と全国米卸だったが、価格面での主要市場は自主米センターであり、自主米センターで形成された指標価格が相対取引にも適用されていた。

改正食糧法において法上の「米穀価格センター」として位置付けられたコメ価格センターに関しては、前記のとおり義務上場制、指標価格制が廃止され、また入札参加者が増加した。しかしながら04年産米のコメ価格センターへの上場計画数量は04年9月時点で約50銘柄、55万トンと、不作だった03年産米の上場実績約70銘柄、74万トンも下回り、平年作だった02年産米における102万トンの54%にとどまった。その後の需給緩和基調による価格低迷を受け、落札残の回避志向等から05年1月時点の同計画は49万5千トンと50万トンを割り込む状態となった（04年内入札販売実績は26万トン^(注11)）。

なお、相対取引における価格については引き続き入札指標価格を基準に別途決定するものとされている^(注12)。このため、指標価格の高値維持を図るための売り手側の上場数量・回数抑制志向が働いて、上記の上場計画数量減となった。こうしたなかで、売り手（産地）側の最低落札希望価格水準が維持できるかどうか注目されている。

おって、「JA米」は「確認米」という名称で区分上場され、落札結果を見ると同一産地・銘柄加重平均価格間で60kg当たりおおよそ100～200円程度の価格差がついている。

（注11）日本農業新聞04年10月13日付、05年1月6日付。「コメ価格センター」ホームページ。

（注12）全農、全集連（2004）「平成16年産主食用うるち米相対取引の仕組み」

（4）小売

米小売業に関しては、旧食糧法時代に既に相当程度自由化されており、登録業者は84年から9万台で推移していたものが旧食糧法による規制緩和で96年には一挙に17.5万に倍増していた。これはスーパー等量販店店舗の大量参入によるものである。この間に量販店は、仕入先卸の集約、産地指定、契約栽培等を規模のメリットを生かしつつ推し進め、米小売のメインチャネルとしての地位を確立し、バイイングパワーを用いて米小売価格の低廉化を牽引している。

なお、かつてのメインチャネルであった米穀専門店は、消費者の低価格志向に対応するスーパー等量販店に押され、日米連加入社ベースで04年3月末に9.6千社と前年

第2表 米販売業者数の長期推移

(単位 社, 千か所)

	卸売業者数	小売販売所数
1995年	275	93
96	339	176
00	391	158
03	364	145

出典 (財)全国瑞穂食糧検査協会『米
表データブック(平成16年版)』
資料 農林水産省

同期比10%減、過去5年間で27%減と減少
が顕著となっている(第2表)。^(注13)

(注13) 日本経済新聞04年6月5日付

(5) 備蓄・過剰米対策

a 備蓄

旧食糧法下では、政府米は備蓄等の政策目的に沿った限定的機能を果たすものとされ、毎年3月に政府が基本計画で当該年と翌年の買入・売渡数量を決め、農林水産省が米価審議会の意見を聴いて買入・売渡価格を決めていた。買入価格は生産条件等を参酌した再生産確保を旨とした価格とされ、一方売渡しは随意契約によるもので、需給逼迫時には数量・価格面で安定供給を確保するものとされていた。要するに、備蓄政府米を通じて過剰米対策を含む需給調整がなされていた。一方、自主流通法人たる全農による調整保管での備蓄は2年間各10万トンにとどまったとされる。^(注14)

改正食糧法下では、備蓄米運営にも市場原理を導入し、買入れ・売渡し共に入札制を採用することとされた。^(注15) 04年産米では備蓄を適正水準の100万トンとするべく40万トンを買入れの計画となっている。04年12月までの買入実績は25万トンの提示に対

して18万トンとなり、うち銘柄指定買入れ16万8千トンの加重平均価格(包装込み)は14,193円/60kgとなった。^(注16)

b 過剰米対策

旧食糧法下では前記aのとおり政府備蓄をとおして過剰米対策が行われていたが、改正食糧法下では前記3節(5)のとおり「集荷円滑化事業」として実施されることとなった。開始初年度の04年産米では、農協、集荷団体等1,805団体が参加し、生産調整に参加する出荷団体1,885団体の96%(04年7月現在)に達することとなり、また稲作販売農家全体ではその8割、04年産の生産目標数量ベースではその7割の584万トンを占め、地域別には米の主産地で8割を超える一方、その他の地域では6割以下にとどまる結果となった。^(注17) ただし、04年産米に関しては作況指数が98となったことから集荷円滑化対策の実施は発動されないこととなった。^(注18)

(注14) 吉田(2003), 41頁の(注)

(注15) 農林水産省(2004)「平成16年産米からの政府買入方法の考え方」

(注16) 日本農業新聞04年11月29日付, 04年12月29日付。農林水産省プレスリリース(04年12月28日)

(注17) 日本農業新聞04年7月28日付, 05年1月26日付

(注18) 日本農業新聞04年10月27日付

5 米流通変化を受けた米価の動向

(1) 米価の長期的動向

米価は長期的に下がり続けている。78年

からの必要量生産費・所得補償方式で算定された政府買入価格は84年から86年にかけてつけた18,668円（同方式による算定は87年まで）をピークに年々低下しており，03年産米ではピーク比26.0%低下の13,820円となった。^(注19)

自流米の集荷量が政府買入量（主食用うるち米ベース）を上回って米流通の主役となるのは88年産米からだが，90年に自主米センターが登場して自流米の取引市場ができてからの自流米指標価格（通年玉の年間加重平均，以下同じ）も，初年度の90年産米の20,814円以来低下傾向が続いており，02年産米では作況74の95年産米を除いたピークである92年産米の21,990円対比26.5%低下の16,157円となった（作況指数が90と不作になった03年産米は，21,078円と高騰している。^(注20)）。04年産米では10月時点の作況指数が98となったにも拘らず，コメ価格センターの第1回（8月）から9回（2月）までの加重平均指標価格は15,709円と，卸業者の高値で抱え込んだ03年産米の高水準の在庫等も要因にして16,000円を割り込むに至っている。

（注19）農林水産省（2003），うるち1～5類1・2等平均包装込価格で，いずれも米価決定時の見込み。

（注20）コメ価格センター（2004）

（2）米価の低下要因

米価の長期的低下要因については，長期的な需給や流通規制緩和の進展状況と生産費の動向双方から検討する必要がある。

a 長期的な需給状況と流通規制緩和の進展
国内の主食用米の長期的需給状況は，一言で言えば前節1(1)のとおり国内米需要の傾向的減少と高米価政策のもとでの反収増を主因とする国内米生産量の傾向的增加，およびそれらによる政府古米在庫の積み上がり回避を主目的とする，両者をマッチングさせるための生産調整政策の存在である。ここに，ウルグアイ・ラウンド合意に基づくミニマム・アクセス米を中心とする輸入米約80万トン（国内生産量の約1割）が加わり，全体として国内米は潜在的に供給過剰状態にあり，常に価格低下圧力のもとにある。

これに，前節4(4)で述べた対消費者米販売の最大チャネルとなったスーパー等量販店が，消費者の低価格志向に乗って米卸に対してバイイング・パワーを発揮するため，価格低下圧力は産地にとって二重のものとなる。

旧食糧法が施行された95年から02年産米にかけてのここ8年間の状況をより詳しくみてみよう。米の総生産量は生産調整の着実な実施により傾向的に減少してきたが，国内の主食用米需要量も同様に減少してきており，95～97年産米では年間35万トン以上の需給ギャップ（供給過剰）が生じており，計画米在庫数量（自流米＋政府米，10月末）は累増していった，97年10月末には352万トンと需要量の38%の水準にまで達した。しかし，98年産米が作況指数98の不作となったことにより，同年度は108万トンの需要超過となって在庫が取り崩され，

99年10月末在庫量は255万トンまで減少した。99～02年産にかけては年間需給はほぼ均衡し、在庫量も逡減していった。02年10月末在庫量は201万トンと目標とされる150万トンに近接していった（第3表）。

この間の政策対応をみると、95年には自主米センターが値幅制限（前年産米平均価格の上下7%）を伴いつつ登場し、同年産米全国年間加重平均指標価格は2万円台を示現した。96～98年にかけては新生産調整推進対策が実施されて生産調整が強化される一方、より実勢を反映した指標価格を求める声に対応して97年から自主米センターの値幅制限は13%に拡大された。同年11月には「新たな米政策大綱」が打ち出されて生産調整が強化される一方で、より需給状況を反映した価格形成のために98年産米からは自主米センターの値幅制限が廃止となって希望価格制（売り手による最低落札価格希望制）へと移行し、新たな経営安定

対策としての「稲作経営安定対策」が実施に移された。「稲作経営安定対策」は稲作保護政策が米の価格支持政策から米生産者の収入・所得安定対策へと転換するものであった。米価は年間需給が緩んでいた期間前半に大きく低下し、年間需給が締まって在庫量も逡減してきた期間後半（00～02年産）には下げ止まった。

また、同時にこの間の計画外流通米の動向をみると、その集荷量は95年産米の317万トンから02年産米の368万トン（需要量の42%）へと逡増していった。

以上要するに、旧食糧法が施行・適用されたうちの95～02年においては、

計画米の制度内では、需給ギャップを埋めるために生産調整が強化されて年間需給は均衡に向かい在庫水準も逡減してきたが、在庫数量は引き続き高水準で需給緩和基調は払拭できず、自主米センターの価格形成に関する諸規制が大幅に緩和されたこ

第3表 米の作況・需給と価格等の長期推移

（単位 円、万トン）

	作況 指数	全国平均 指標価格	総生産量	純輸入量	在庫 増減 ①	過剰米 飼料処理 ②	需要量 (粗食料)	需給ギャップ (供給超過) ①+②	在庫量 (計画米)	計画外米 集荷量
1995年	102	20 204	1 075	8	18	20	940	38	155	317
96	105	19 806	1 034	63	78	-	935	78	263	332
97	102	17 625	1 003	43	35	-	929	35	352	338
98	98	18 508	896	13	108	-	910	108	344	325
99	101	16 904	918	66	7	-	911	7	255	344
00	104	16 084	949	41	8	19	905	11	279	370
01	103	16 274	906	18	54	14	894	40	213	367
02	101	16 157	889	66	3	6	882	9	201	368

資料 農林水産省「米穀の需給及び価格に関する基本指針」(04年7月)、『食料需給表』(各年度)等から筆者作成

(注)1 「総生産量」は主食用米のほか、加工用米等を含む数値。

2 「純輸入量」は輸入量から輸出量を控除した数値。

3 「過剰米飼料処理」は、過剰米処理に伴う飼料用の政府売却数量で、「消費仕向量」から控除されている。

4 「需要量(粗食料)」は主食用米の国内需要量で、「加工用その他米」は含まない。

5 「在庫量」は計画米(政府米+自産米)の各年10月末の数値で、食料需給表上の在庫量(在庫増減)とは一致しない。

6 「需給ギャップ(供給超過)」は「在庫増減」に「過剰米飼料処理」量を加えた単年度フロー・ベースのもので適正在庫超過量を加味していない。

7 「計画外米集荷量」は、(社)米穀安定供給確保支援機構ホームページ(第1表に同じ)による。

とも受けて指標価格が傾向的に低下してきた，

しかし，自主米センターの価格形成規制緩和と引き換えに稲作経営安定対策が実施されて生産者米価の低下を一定程度補填する仕組みが設けられた，

一方で，計画外流通米は傾向的に増加して計画流通制度を脅かす存在にまで拡大してきた，
 ということができる。これらの多くは今回の米政策改革を先取りするもので，ことに流通規制緩和については制度，実態ともども今回の流通制度改革が追認するような形で後追いするものとなった。

b 生産費の動向

一方，国内主食用米の生産費は長期的な低下傾向にある。超長期，すなわち15年ターム（90年までとの比較）でみると，更新留保が主因と考えられる農機具費（減価償却費）の低下が大きく，さらに10年ターム（95年からの推移）でみると低下要因は主として直接家族労働費の減少で，その内訳は作業委託の進展による直接家族労働時間の減少によるものである（賃金指数は長期的に微増傾向^(注21)）。なお，置き換わった作業委託料は『米生産費統計』の「賃借料及び料金」の動向をみる限りでは労働費の減少程には増加していない。作業委託の進展により，一定の生産効率化が進んでいるものと考えられる（第4表）。

第4表 米生産費の長期推移(60kg当たり)

(単位 円)

	農機具費	賃借料・料金	その他の物財費	物財費計 (a)	労働費 (b)	うち家族労働費	生産費計 (a+b)
1990年産95	4 826 3,110	1 160 1 387	4 062 4 656	10 048 9 153	5 791 6 658	- 6 529	15 839 15 811
00	3 059	1 433	4 299	8 791	5 900	5 688	14 691
01	3 093	1 475	4 284	8 852	5 818	5 603	14 670
02	3 015	1 535	4 249	8 799	5 442	5 216	14 241
03	3 317	1 652	4 667	9 636	5 736	5 514	15 372

資料 農林水産省「60kg当り米生産費累年統計」ほか

(注21) 農林水産省(2004) 23頁

(3) 生産費との対応状況

最後に米価と生産費の対応状況をみるために，自主米センターの指標価格（年産全国加重平均値），農家の生産者価格（暦年平均値）と，支払利子・地代算入生産費（年産米に係る数値）の関係を60kg当たりで試算してみよう。

指標価格から生産費を差し引いた川上の総マージン（ - ）は長期的には低下から横ばい傾向にある。この総マージンを流通マージン（ - ）と生産者マージン（ - ）に分解すると，生産者マージンは長期的に低下傾向にあり，99年産米以降02年産米まで赤字になっているのに対し，流通マージンは増加傾向にある。生産者マージンを都府県と北海道に分けてみると，都府県では97年産米から赤字で長期的拡大傾向にあり，北海道は長期的減少傾向のなかでも黒字を維持してきたが02年産米から赤字となっている。なお，ここで生産者マージンとは，稲作所得との関係では「稲作所得 - 家族労働費」（60kg当たり）を意味し，稲作所得による家族労働費の確保具合を示

している。また、流通マージンには流通コストを含んでいる。

ところで、98年度からは自流米において需給を反映した弾力的価格形成ができたものとして価格政策とは別の農業経営安定策等が政策課題となり、生産調整実施者出荷の自流米を対象とした所得政策である「稲作経営安定対策」(以下「稲経」という)が実施に移された。^(注22)これは、過去3年の産地・銘柄別自流米平均価格を「補填基準価格」と

して、当年産指標価格との差額の80%を補填するもので、補償対象となる産地・銘柄は全体の半分程度となる(国内米生産量に対する自流米の割合は約半分)。この補填額(拠出額を控除したネットベース)を試算して前記の生産者販売価格に上乗せしてみると、稲経込みの生産者マージンの長期的減少傾向は変わらないが、01年産を除いて黒字となる。

都府県、北海道別では、都府県で98、99年産と01年産が赤字、北海道^(注23)で全年度黒字となる。これは、現行条件下で一定の政策効果があがっていたものと言えよう。もっとも、マクロ的には稲経

補填額を半額にして趨勢をみるべきだが、ここでは、ミクロ的に生産調整実施者の自流米ベースの60kg当たりの生産者手取額の趨勢をみるために全額補填の試算とした(第5表)。

米政策改革では、この稲経は04年産米から「稲作所得基盤確保対策」(以下「稲得」という)に衣替えされ、直近3年の平均価格(都道府県ごとの上場上位3銘柄の加重平均価格)を基準価格とし、当年産価格との差額

第5表 米価と米生産費の対応状況試算(60kg当たり)

(単位 円)

		指標価格	生産者価格	生産費	流通マージン = -	生産者マージン = -	総マージン = -	生産者マージン (稲経込み)
全国平均	1995年産	20 204	18 900	16 004	1 304	2 896	4 200	-
	96	19 806	18 570	15 514	1 236	3 056	4 292	-
	97	17 625	16 360	15 875	1 265	485	1 750	-
	98	18 508	17 050	16 441	1 458	609	2 067	788
	99	16 904	15 430	15 661	1 474	231	1 243	790
	00	16 084	14 040	14 859	2 044	819	1 225	103
	01	16 274	14 130	14 780	2 144	650	1 494	280
	02	16 157	13 950	14 438	2 207	488	1 719	489
都府県	95	20 419	18 464	16 406	1 955	2 058	4 013	-
	96	20 078	18 181	15 818	1 897	2 363	4 260	-
	97	17 908	16 095	16 180	1 813	85	1 728	-
	98	18 891	16 768	16 938	2 123	170	1 953	98
	99	17 062	15 359	16 057	1 703	698	1 005	440
	00	16 220	14 323	15 178	1 897	855	1 042	173
	01	16 434	14 141	15 069	2 293	928	1 365	510
	02	16 402	14 058	14 615	2 344	557	1 787	420
北海道	95	18 081	16 060	11 740	2 021	4 320	6 341	-
	96	17 331	15 770	12 269	1 561	3 501	5 062	-
	97	15 074	13 270	12 515	1 804	755	2 559	-
	98	15 670	12 500	11 626	3 170	874	4 044	1 464
	99	15 265	12 460	11 760	2 805	700	3 505	988
	00	14 161	11 840	11 508	2 321	332	2 653	966
	01	14 705	12 130	11 665	2 575	465	3 040	426
	02	13 442	11 790	11 986	1 652	196	1 456	1 225

資料 コメ価格センター・自主米センター『コメ価格センター・自主米センター年報』(各年度)、農林水産省『農作物価統計』(各年度)、米及び麦類の生産費『(各年度)から筆者作成

- (注)1 指標価格の「都府県産」「北海道産」は、全銘柄加重平均値を都府県産と北海道産に落札数量で過重分解したもの。
 2 生産者販売価格は「うるち玄米(自主流通米1等)」で、95年は年産値、96年以降は各暦年値。なお、生産者販売価格は、統計上農家の出荷・販売経費を控除した後のもの。
 3 生産者販売価格の「都府県」は各県平均価格を単純平均したもの。
 4 生産費は「支払利子・地代算入生産費」。自己資本利子、自作地地代は含まれない。
 5 稲経の補填額・拠出額は農林水産省「米生産費統計」所収のもの(10a当たり)を60kgに換算したもの。なお、10a当たり収量は同「作物統計」による(都府県のものとは46県の単純平均)。また、稲経は生産調整実施者の自流米が対象となるため、全出荷量ベースの補填単価は自流米比率を乗じて求めることも考えられるが、指標価格、生産者価格、生産費とも自流米のものなので、自流米にかかる趨勢を見るため補正していない。

第2図 稲作所得と生産者マージン等の関係概念図
(60kg当たり)

生産者米価(稲作粗収益)の構成要素		第5表の場合		
生産者(稲作粗収益)の米販売価格	生産者利益	支払利子・地代算入生産費	稲作所得	
	自己資本利子			生産者マージン
	自作地地代			
	家族労働費			
	経費	支払利子・地代算入生産費	同左から家族労働費を除く生産費	
				物財費
				支払利息
支払地代				
雇用労働費				

資料 第5表の農林水産省米生産費統計から筆者作成
 (注)1 第5表における「生産者マージン」は米価の構成要素のうち「生産者利益」「自己資本利子」「自作地地代」を合計したもので企業会計上の「営業利益」に相当するものとなる。
 2 第5表における「生産者マージン」は「稲作所得-家族労働費」となり、稲作所得による家族労働費の確保具合を表している。この数値が黒字であれば家族労働費が確保されており赤字であれば減殺されている状態となる。

の5割(変動部分)と、300円(60kg当たり、固定部分)を補填するものとなった。^(注24)この稲得への加入は99万人、米生産量ベースで407万トンと、03年産の稲経への加入106万人、423万トンとほぼ同程度のものとなった。^(注25)

また、これに上乘せして「担い手経営安定対策」(以下「担経」という)が講じられ、一定規模以上の担い手を対象にした経営安定を目的に、直近3年の平均稲作収入(都道府県ごとの単位面積当たり)を基準収入とし、当該年の稲作収入が基準収入を下回った場合に、その差額の9割を補填(稲得による補填額を控除後)することとされている。^(注26)なお、実際の補填額は生産者と国の拠出による加入者ごとの資金残高の範囲内(稲得も同じ。旧稲経では限度なし)とされている。

この担経への加入は全水稲作付面積約160万haの1割程度となる約16万ha、約3万人と圧倒的に少なく(表面的には02年産の稲経「担い手コース」加入実績約12万haを上回ったが)、とりわけ要件の厳しい集落営農組織においては全国9,961組織のうち200団体と少ないものとなった。^(注27)稲経から稲得への移行で補填率は8割から5割に低下しており、担経がそれを補うものである以上、現在の加入状況は要件の厳しさ(水田営農規模；認定農業者は都道府県4ha、北海道10ha、集落営農組織は20ha等)等に阻まれて低迷しているものといえる。^(注28)

おって、集落営農組織が担経に加入するには、水田経営規模20haのほかに、経理の一元化、5年以内の法人化予定等が要件となっている。これらの規模要件は、知事特認により物理的制約等を理由におおむね8割まで、中山間地域の集落営農組織では5割を下限として要件緩和が認められている。

そして、これらの施策は04年産米から06年産米への適用が予定されており、07年産米からは米政策改革の進展等を踏まえてその取扱いが検討される方向となっており、農林水産省ではその政策対象者をこの米政策改革における担経の対象者よりさらに絞り込む志向性を持っている。^(注29)

ここにはさらに二つの問題点がある。現在検討されている食料・農業・農村基本計画見直しにおいて、一つは、現在のところ米に関する経営安定対策がいわゆる「ならし」(収入・所得変動緩和対策)の側面だけ

で検討され、内外価格差（諸外国との生産条件差異に基づく生産性格差）是正（＝いわゆる「げた」）がもっぱら関税にゆだねられていると見受けられることである。現行約490%相当の米の輸入関税は、現在継続中のWTO新貿易多角化通商交渉の帰趨によっては維持できなく可能性もあるし、現行条件下では、米の輸入関税は輸入抑制機能は発揮しても、主として国内要因による国内米価の低下抑制機能は発揮しない。二つは、米価の長期的低下傾向のなかでは「ならし」は一定の後追いの補填力を発揮するが、当然のことながら米価下落への下支え機能はないということである。^(注30, 31)

(注22) 稲経では、生産者と国による資金拠出が行われ、資金は各生産者ごとに積み立てられている。資金拠出額は、生産者は補填基準価格の2%、国の助成は同6%。

なお、稲経は価格支持策ではなく、国内米価は自由化されたものとして、対WTO上は生産調整を伴う直接支払と整理されている。いわゆる「ならし」の政策で、内外価格差を埋める「げた」の政策は高関税によって実現されている。

おって、稲経は「価格の補てんを前提とした安売り横行というモラルハザードを招来した面が」とされる（日本農業新聞（2004）『そこが知りたいコメ改革Q&A』46頁）。

(注23) もちろん生産者の負担は稲経拠出額だけではなく、地域とも補償、全国とも補償（3,000円/10a）、農協系統の「米需給調整・需要拡大基金」（96年産米から15年間、1,500円/10a。なお04年産からは500円/10a）といったものがある（全国とも補償は04年産米から廃止）。

(注24) 稲得での拠出金は、変動部分（基準価格の2.5%）を生産者と国が1:1で負担し、固定部分（300円/60kg）は国が全額負担する。04年産米から06年産米までの適用が予定されている。

(注25) 日本農業新聞04年10月14日付、および食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料（04年10月19日）。

(注26) 稲得でも、加入者と国による拠出で造成した資金から補填がなされ、加入者と国の拠出割合は1:3となっており、拠出割合1は、基準収

入の1%程度とされる。

(注27) 9,961組織は農林水産省『農業構造動態調査』（00年11月現在）の数値。なお、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられた集落営農数は15,448（05年1月農林水産省『水田農業のあるべき姿の実現に向けて』）。

(注28)(注25)に同じ。

(注29) 農林水産省（2004）「新たな基本計画に向けた中間論点整理について」、食料・農業・農村政策審議会企画部会（第21回）資料「経営安定対策（品目横断的政策等）について」（04年10月15日農林水産省）。

(注30) 担経の適用初年度である04年産米において、北海道で発動の基準収入が02、03年産の不作の影響により60kg換算で11,000円程度と低く補填が受けられないこと等から、05年産米から発動基準（＝直近3年の平均稲作収入）に天災等による影響を考慮に入れ「直近3年」を弾力化する方針が農林水産省から示された（稲得も同じ。日本農業新聞04年12月26日付、05年1月27日付、日本経済新聞05年1月28日付）。

(注31)(注29)に同じ。

おわりに

以上、米政策改革のなかの流通制度改革部分とそれに連動する米価の動向について整理してきた。米価は構造的な需給緩和状態の中で、生産調整の実施いかんによっては流通規制緩和をてこにして今後とも傾向的には低下していくことも予想され、そのスピードは生産費の低下を超えていく可能性もあるものと考えられる。しかしながら、全国平均規模の試算では、現行高関税下において既に米価は生産費を割り込んでおり、生産者サイドでは担い手への農地集積や集落営農組織等をてことした生産効率化をさらに進める一方、政策サイドには規模要件緩和等の幅広い経営安定対策が求められよう。

また、本稿では取り上げなかったが米政策改革の起点は生産者が主体となった米の生産調整の実現であり、生産調整の的確な実施が需給ギャップを埋めて米価を下支える重要な条件であることは本稿で整理したとおりである。農協系統は引き続き米流通の主役の座を守りつつ、生産・生産調整においても主体としてリードしていく態勢を的確に構築していく必要がある。

<参考文献>

- ・吉田俊幸（2003）『米政策の転換と農協・生産者』農山漁村文化協会
- ・佐伯尚美（2000）「『農協食管』としての食糧法システム」、日本農業研究所編『食糧法システムと農協』農林統計協会、1～31頁
- ・岸康彦（2000）「自主流通米システムの改革と今後」、日本農業研究所編『食糧法システムと農協』農林統計協会、81～107頁
- ・食糧制度研究会編集協力（1998）『食糧法の解説』地球社
- ・全農米穀総合対策部川崎史郎（2004）「米政策改革とJAグループ米事業改革の実践について」日本農業市場学会『農業市場研究』第13巻第2号、12～14頁
- ・福田晋（2004）「新たな米政策と九州における米販

売戦略」日本農業市場学会『農業市場研究』第13巻第2号、35～43頁

- ・佐伯尚美（2004）「動き出した新食糧法システム 米政策改革はどこまで進んだか」日本農業研究所報告『農業研究』第17号、69～230頁
- ・鈴木宣弘（2004）「コメ改革をめぐる論点」『農業と経済』12月号、23～30頁
- ・小野雅之（2000）「価格低迷の現実と背景を探る」『農業と経済』10月号、5～16頁
- ・大泉一貫（2000）「流通の多元化と価格の動向」『農業と経済』10月号、17～27頁
- ・岸康彦（1998）「新しい自主米価格形成の方向 検討会報告の狙いと方向」『農業と経済』11月号、5～13頁
- ・松島正博（1998）「価格形成システムの改革 その意義と影響」『農業と経済』11月号14～21頁
- ・農林水産省総合食糧局（2003）『米価に関する資料』12月
- ・日本農業新聞（2004）農林水産省監修『そこが知りたいコメ改革Q&A』
- ・全国農業協同組合中央会（2003）『JAグループ米改革戦略の実践について』
- ・食品産業新聞社（2003、2004）月刊『米と流通』編『わかりやすい米のハンドブック』
- ・コメ価格センター（2004）『コメ価格センター年報（平成15年産）』
- ・農林水産省（2004）『米及び麦類の生産費（平成14年産）』

（内容は2005年2月24日現在）

（主席研究員 藤野信之・ふじののぶゆき）



住宅金融公庫と民間金融機関による 提携住宅ローン(フラット35)をめぐる動き

1 住宅金融公庫改革と証券化支援事業
住宅金融公庫(以下「住宅公庫」という)は、2003年10月から民間金融機関の住宅ローンを買取って証券化し、投資家に売却する証券化支援事業を開始した。同事業の買取対象は返済期間が20~35年で、全期間金利が固定されている長期固定金利型住宅ローンである。

長期固定金利型住宅ローンは、金利変動リスクが大きいことから、多くの民間金融機関では商品化が難しく、住宅公庫が財政支援をバックにその大半を貸し出してきた。しかし、住宅公庫は特殊法人改革により、07年度以降原則的には直接融資は行わず、民間金融機関の住宅金融を支援する機関として衣替えされることが決まっている。そこで、民間金融機関でも広く長期固定金利型住宅ローンを取り扱えるよう、金利変動等のリスクを投資家に移転する仕組みとして同事業が開始された。

2 「住公提携ローン」 (フラット35)の動向

住宅公庫の買取・証券化を前提とした長期固定金利型住宅ローン・フラット35(以下「住公提携ローン」という)は、03年10月から全国72の民間金融機関で販売が始まった。その後、取扱金融機関は増加したものの、超低金利政策が続くなか、3~5年間の金利が1%程度といった短期固定の固定変動選択型住宅ローンの販売が好調だったことから、「住公提携ローン」の販売には消極的な

金融機関が多かった。そのため、民間金融機関から住宅公庫への同ローンの買取申請件数は、販売開始から1年が経過しても約4,000件(累計)と伸び悩んだ。

しかし、04年夏以降、金利の先高観が広まったことから、民間金融機関では「10年固定」等固定期間がやや長いものに注力し始めた。そこで、住宅公庫では低迷する「住公提携ローン」をてこ入れしようと、民間金融機関からローン債権を買取って資金提供する際の金利を04年12月以降、これまでの取組実績等(注1)に応じて0.05%から最大で0.4%引き下げる方針を示した。

そうしたなか、みずほ銀行ではこの引下げに先行し、10月に同行の「住公提携ローン」金利を住宅公庫の直接融資金利(平均3%台)を下回る2.87%に引き下げた。大手銀行であるみずほ銀行が同ローンを本格的に取り扱い始めた影響は大きく、11月の買取申請件数(全体)は、販売開始から初

第1図 「住公提携ローン」の買取申請の推移



資料 住宅金融公庫



めて月別で1,000件を超えた（第1図）。

また、05年1月には地域金融機関のほか、これまで同ローンの取扱いに消極的だった東京三菱銀行等の大手銀行でも同ローンの金利を2%台にまで引き下げるなど、「住公提携ローン」の取組姿勢を強化する動きが広がっている。

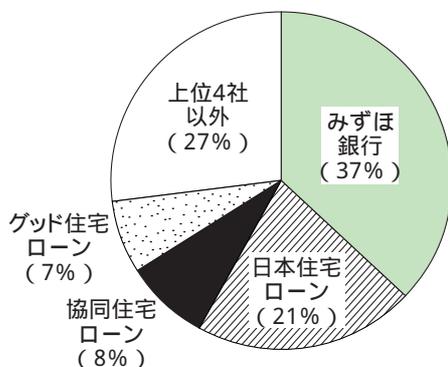
（注1）民間金融機関にとって実質的な調達コストになるもので、「提示金利」と呼ばれる。

3 ノンバンクによる新規参入の動き

「住公提携ローン」の取扱金融機関は、05年1月には全国で190に達した。ただし、実際の買取申請件数をみると、急増した04年11月から05年1月の買取申請件数（合計）5,363件のうち7割以上は上位4機関が占めている（第2図）。

つまり、04年11月ごろから民間金融機関の「住公提携ローン」への取組姿勢は積極化しているものの、提示金利が差別化されたことから金融機関ごとの金利差が広がっている。そのため、実際の販売は提示金利が低い一部の金融機関によって担われている。

第2図 「住公提携ローン」買取申請件数の割合



資料 第1図に同じ
（注）04年11月～05年1月の累計件数5,363件を100割合。

また、最も買取申請件数の多いみずほ銀行を除く上位3機関がノンバンクであることは注目されよう。このうち、日本住宅ローンは証券化支援事業を契機に、大手住宅メーカー2社^{（注2）}（積水ハウス(株)、大和ハウス(株)）と日立キャピタル(株)によって設立された住宅ローン専門のノンバンクで、当初より「住公提携ローン」を積極的に販売してきた。また、協同住宅ローンは農協系統の住宅専門会社である。

さらに、グッド住宅ローンは、これまでも独自に長期固定金利型住宅ローンを販売してきたソフトバンク系の住宅ローン専門のノンバンクで、04年12月から「住公提携ローン」の取扱いを開始した。このほか、旭化成ホームズの子会社である旭化成モーゲージや全国11万社の不動産業者が加盟する全国宅地建物取引業協会連合会による全宅住宅ローンでも、今後「住公提携ローン」の取扱いを始める予定である。

（注2）2014年4月以降、住友林業(株)と積水化学(株)が加わる。

おわりに

「住公提携ローン」は、04年11月ごろから販売が増加しているものの、毎年20兆円以上の新規貸出がある民間金融機関の住宅ローン市場全体からみると、その額は小さい。しかし、「住公提携ローン」を契機にノンバンクが住宅ローンに参入してきたことは、激しさを増す銀行等の住宅ローン競争に一層拍車をかけるだろう。今後、銀行や信金等が「住公提携ローン」に対してどのようなスタンスをとるのか、またノンバンクは住宅ローン分野においてどのような役割を果たすのかが注目される。

（研究員 栗栖祐子・くりすゆうこ）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(55)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(55)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(55)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(56)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(56)
6. 農業協同組合 主要勘定	(56)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(58)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(58)
9. 金融機関別預貯金残高	(59)
10. 金融機関別貸出金残高	(60)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3270)2658

利用上の注意(本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているため合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預 金	発行債券	その 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	その 他	貸借共通 合 計
1999. 12	31,374,112	7,176,948	12,580,272	4,420,941	14,255,538	20,656,449	11,798,404	51,131,332
2000. 12	32,755,450	6,591,506	12,591,458	2,651,794	19,967,821	22,678,345	6,640,454	51,938,414
2001. 12	38,052,351	6,151,619	9,483,265	1,363,324	23,425,917	24,534,283	4,363,711	53,687,235
2002. 12	39,116,134	5,830,862	11,467,780	1,128,617	26,804,149	20,459,718	8,022,292	56,414,776
2003. 12	38,581,874	5,303,814	14,177,484	2,801,562	32,544,886	15,704,362	7,012,362	58,063,172
2004. 7	38,241,997	5,068,132	14,485,948	1,915,067	34,138,283	15,475,626	6,267,101	57,796,077
8	38,253,381	5,034,791	13,693,108	2,270,870	33,699,378	14,181,335	6,829,697	56,981,280
9	38,654,959	4,976,290	15,411,804	2,375,246	35,869,161	14,084,349	6,714,297	59,043,053
10	39,143,479	4,933,121	14,250,738	2,423,431	35,033,781	14,924,464	5,945,662	58,327,338
11	39,019,783	4,904,985	14,676,731	2,046,816	34,665,203	15,510,188	6,379,292	58,601,499
12	39,581,803	4,831,925	15,150,680	1,943,188	35,484,481	15,305,064	6,831,675	59,564,408

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2004年12月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	32,303,709	22,521	1,176,126	82	95,170	-	33,597,607
水 産 団 体	1,130,653	-	137,313	44	12,312	-	1,280,322
森 林 団 体	2,289	14	3,609	86	139	-	6,137
そ の 他 会 員	2,072	-	2,171	-	0	-	4,243
会 員 計	33,438,723	22,535	1,319,219	212	107,621	-	34,888,309
会 員 以 外 の 者 計	712,980	77,532	412,685	103,205	3,374,766	12,326	4,693,494
合 計	34,151,703	100,068	1,731,904	103,417	3,482,386	12,326	39,581,803

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 807,343百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2004年12月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計	
系 統 団 体 等	農 業 団 体	75,670	8,745	270,784	1	355,199
	開 拓 団 体	439	61	-	-	500
	水 産 団 体	63,375	20,485	42,466	43	126,369
	森 林 団 体	6,620	10,800	3,363	45	20,829
	そ の 他 会 員	144	399	160	-	703
	会 員 小 計	146,247	40,490	316,774	89	503,600
	その他系統団体等小計	275,068	39,551	163,672	453	478,745
計	421,315	80,041	480,446	542	982,345	
関 連 産 業	2,308,003	107,545	2,077,125	35,580	4,528,253	
そ の 他	9,562,189	22,747	209,203	328	9,794,466	
合 計	12,291,507	210,333	2,766,774	36,450	15,305,064	

(貸方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2004. 7	5,829,439	32,412,558	38,241,997	165,130	5,068,132
8	5,657,586	32,595,795	38,253,381	135,600	5,034,791
9	5,600,499	33,054,460	38,654,959	176,780	4,976,290
10	5,479,670	33,663,809	39,143,479	243,000	4,933,121
11	5,135,714	33,884,069	39,019,783	73,880	4,904,985
12	5,426,477	34,155,326	39,581,803	46,880	4,831,925
2003. 12	5,465,344	33,116,530	38,581,874	113,690	5,303,814

(借方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2004. 7	110,325	1,804,741	34,138,283	13,437,600	17,540	-	234,160
8	116,450	2,154,418	33,699,378	13,107,810	30,059	86,300	227,537
9	134,472	2,240,773	35,869,161	12,814,302	27,876	-	218,234
10	114,922	2,308,508	35,033,781	12,589,041	23,150	-	219,869
11	130,465	1,916,351	34,665,203	12,598,056	24,763	102,500	212,857
12	109,749	1,833,438	35,484,481	12,569,411	25,071	-	210,333
2003. 12	159,585	2,641,976	32,544,886	14,746,431	21,744	-	295,162

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		方		
	計	うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2004. 7	49,991,506	48,374,316	216,231	74,694	1,076,860
8	50,150,345	48,502,219	212,648	74,692	1,129,274
9	50,029,753	48,473,618	220,698	68,691	1,151,400
10	48,659,945	47,143,380	241,718	68,688	1,122,554
11	48,723,306	47,255,254	254,998	68,171	1,122,555
12	49,480,308	47,786,123	250,133	68,167	1,122,555
2003. 12	49,700,353	47,877,994	147,859	54,136	1,035,272

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方 借 入 金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2004. 6	22,431,119	54,812,209	77,243,328	607,835	438,706
7	22,093,960	55,068,545	77,162,505	623,505	453,322
8	22,254,807	55,056,065	77,310,872	623,052	453,536
9	22,151,770	54,833,891	76,985,661	618,488	449,224
10	22,808,277	54,682,890	77,491,167	614,416	446,575
11	22,723,931	54,742,729	77,466,660	590,055	423,673
2003. 11	21,487,081	54,230,036	75,717,117	639,287	471,914

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
248,355	3,091,719	1,224,999	9,755,745	57,796,077
209,563	3,265,741	1,224,999	8,857,205	56,981,280
136,383	2,795,649	1,224,999	11,077,993	59,043,053
195,675	2,646,861	1,224,999	9,940,203	58,327,338
116,402	2,404,257	1,224,999	10,857,193	58,601,499
192,256	2,790,650	1,224,999	10,895,895	59,564,408
230,893	2,515,161	1,224,999	10,092,741	58,063,172

貸 出 金				コ ー ル ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
12,371,259	2,835,057	35,149	15,475,626	396,974	-	5,852,588	57,796,077
11,163,801	2,759,107	30,890	14,181,335	613,682	-	6,099,658	56,981,280
11,201,615	2,631,357	33,140	14,084,349	397,991	-	6,288,431	59,043,053
11,866,620	2,802,036	35,936	14,924,464	405,379	-	5,517,134	58,327,338
12,454,536	2,810,626	32,167	15,510,188	567,564	-	5,684,465	58,601,499
12,291,506	2,766,774	36,450	15,305,064	704,201	-	6,102,404	59,564,408
12,405,864	2,959,950	43,385	15,704,362	527,811	-	6,462,808	58,063,172

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
48,256	29,833,494	29,683,662	0	343,450	15,763,122	5,776,825	892,057
53,461	30,243,498	30,119,271	0	339,494	15,545,798	5,729,751	892,825
53,572	30,236,377	30,125,580	10,000	339,493	15,295,946	5,887,058	904,186
50,061	29,021,381	28,889,059	0	338,979	15,327,808	5,866,781	889,169
65,860	29,056,170	28,918,208	0	338,579	15,488,001	5,835,328	892,021
97,036	29,638,227	29,508,126	0	340,089	15,474,875	5,876,786	905,528
106,416	30,183,383	30,074,027	0	333,589	15,008,872	5,732,855	702,153

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		有価証券・金銭の信託		方 貸 出 金		報 告 組 合 数
	預 け 金		計	うち国債	計	うち農林 公庫貸付金	
	計	うち系統					
388,431	52,597,371	52,368,338	4,482,645	1,833,477	21,419,078	343,708	911
376,206	52,570,251	52,351,221	4,561,778	1,884,738	21,445,795	343,975	909
386,209	52,734,275	52,515,051	4,387,050	1,766,418	21,477,647	343,932	909
381,592	52,670,758	52,454,470	4,233,739	1,641,584	21,450,421	343,360	905
352,954	53,125,264	52,907,387	4,266,911	1,663,143	21,415,344	340,672	904
409,023	53,109,715	52,889,706	4,255,920	1,661,938	21,360,202	332,368	904
370,836	51,479,804	51,256,926	4,006,157	1,500,853	21,488,990	359,370	938

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2004. 9	2,169,970	1,617,133	50,552	63,299	14,259	1,310,779	1,273,890	157,342	759,365	
10	2,216,123	1,637,069	50,550	63,301	14,823	1,358,512	1,319,572	155,675	760,236	
11	2,186,575	1,605,180	48,185	63,332	15,186	1,334,417	1,296,666	152,786	754,228	
12	2,209,723	1,614,053	46,276	64,147	16,606	1,359,082	1,313,469	153,465	751,924	
2003. 12	2,258,861	1,703,857	55,272	62,952	14,154	1,374,010	1,320,940	165,542	778,423	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2004. 7	1,051,352	653,657	290,090	213,861	132,870	8,091	951,300	923,795	13,981	361,096	12,289	385
8	1,041,452	646,797	288,108	212,495	133,073	8,391	943,122	920,189	12,699	360,206	12,258	383
9	1,050,857	650,117	288,375	211,844	133,358	8,074	956,760	931,487	12,911	357,703	12,304	381
10	1,081,245	670,950	276,955	200,601	132,028	7,554	987,072	963,059	11,893	347,034	11,846	374
2003. 10	1,127,793	707,460	314,989	239,692	136,011	7,874	1,011,155	983,882	17,670	394,103	15,621	417

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局	
残高	2001. 3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	180,588	2,499,336	
	2002. 3	735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418	
	2003. 3	744,203	501,817	2,377,699	1,813,487	561,426	1,035,534	148,362	2,332,465	
	2003. 12	766,812	497,004	2,368,299	1,825,041	558,884	1,068,098	153,408	2,300,362	
	2004. 1	760,885	492,138	2,378,636	1,799,432	549,721	1,055,947	152,296	2,294,158	
	2	763,655	494,875	2,389,622	1,809,568	551,952	1,061,009	152,828	2,295,114	
	3	759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	2,273,820	
	4	763,176	491,677	2,443,326	1,829,132	553,448	1,063,078	153,126	2,272,153	
	5	763,046	492,404	2,469,833	1,833,797	552,530	1,061,344	152,967	2,257,389	
	6	772,433	499,849	2,415,082	1,849,677	557,420	1,070,956	154,072	2,261,257	
	7	771,625	499,915	2,420,989	1,832,415	555,916	1,069,662	154,249	2,247,216	
8	773,109	501,503	2,413,968	1,827,581	553,760	1,071,056	154,457	2,241,378		
9	769,857	500,298	2,422,226	1,818,903	556,988	1,070,466	155,056	2,216,109		
10	774,912	486,599	2,426,064	1,840,313	530,224	1,072,481	155,101	2,214,131		
11	774,667	487,233	2,466,062	1,848,023	530,953	1,070,447	154,474	2,193,274		
12 P	783,928	494,803	2,410,195	1,868,042	540,635	1,085,557 P	156,737	2,193,498		
前年同月比増減率	2001. 3	2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	5.9	3.9	
	2002. 3	2.0	2.4	9.8	1.6	1.4	0.9	15.0	4.2	
	2003. 3	1.2	0.3	3.0	0.0	0.3	0.7	3.4	2.5	
	2003. 12	2.0	4.2	3.3	1.0	2.2	2.0	2.4	2.5	
	2004. 1	2.1	4.2	3.0	1.7	1.7	2.5	2.8	2.5	
	2	2.2	3.9	1.7	1.8	1.5	2.5	3.0	2.4	
	3	2.1	2.0	3.3	0.7	1.6	1.9	2.8	2.5	
	4	1.9	2.8	1.7	0.1	0.5	1.7	2.4	2.5	
	5	1.9	1.1	2.9	0.0	0.5	1.6	2.2	2.6	
	6	2.0	1.5	2.1	0.0	0.5	1.5	2.1	2.6	
	7	2.2	1.1	2.1	0.5	0.9	1.8	2.3	2.9	
8	2.1	0.5	1.3	0.2	0.2	1.4	1.8	3.2		
9	2.4	0.2	1.5	0.1	0.7	1.6	2.2	3.7		
10	2.4	1.5	3.1	2.7	2.9	2.1	2.4	3.8		
11	2.3	0.3	3.4	1.7	3.4	1.4	1.9	4.2		
12 P	2.2	0.4	1.8	2.4	3.3	1.6 P	2.2	4.6		

(注) 1 農協, 信農連は農林中央金庫, 郵便局は郵政公社, その他は日銀資料(ホームページ等)による。なお, 信用組合の速報値(P)は全信組中央協会調べ。

2 都銀, 地銀, 第二地銀および信金には, オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局	
残高	2001. 3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192	
	2002. 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006	
	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376	
	2003. 12	208,569	50,307	1,961,443	1,352,525	423,716	633,012	92,384	5,539	
	2004. 1	207,992	50,002	1,941,503	1,345,570	420,015	627,636	91,927	5,576	
	2	208,374	49,556	1,920,332	1,347,466	419,573	626,364	91,897	5,516	
	3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755	
	4	209,260	48,126	1,879,841	1,336,670	414,585	617,118	90,688	P 5,690	
	5	209,241	48,563	1,881,836	1,325,168	412,773	614,367	90,416	P 5,852	
	6	209,022	48,197	1,879,375	1,323,701	412,896	615,319	90,456	P 5,500	
	7	209,280	48,847	1,887,141	1,330,885	414,914	619,713	90,910	P 5,370	
8	209,593	48,370	1,890,979	1,319,535	411,889	616,347	90,721	P 5,353		
9	209,399	49,829	1,885,552	1,329,179	414,523	622,105	91,404	P 5,481		
10	208,919	49,776	1,854,520	1,348,775	395,931	621,686	91,469	P 5,352		
11	208,446	49,433	1,849,899	1,346,898	395,796	619,837	91,532	P 5,519		
12	P 207,523	49,713	1,851,263	1,372,238	403,283	629,296	P 92,358	P 4,808		
前年	2001. 3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2	
	2002. 3	1.1	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.9	14.5	
	2003. 3	1.2	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	23.2	9.0	
同月比増減率	2003. 12	0.0	3.4	6.9	0.2	4.1	0.8	0.7	10.4	
	2004. 1	0.1	3.4	6.9	0.4	3.6	0.2	0.3	10.6	
	2	0.1	3.8	6.9	0.4	3.6	0.2	0.3	11.0	
	3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	9.7	
	4	0.1	4.1	6.2	0.1	0.2	0.6	0.2	P 9.0	
	5	0.2	4.2	5.3	0.7	0.2	1.2	0.4	P 7.2	
	6	0.3	3.5	4.9	0.5	0.1	0.7	0.1	P 9.3	
	7	0.2	2.9	3.0	0.3	0.1	0.2	0.1	P 9.1	
	8	0.1	1.8	3.3	1.5	0.9	1.2	0.4	P 8.2	
	9	0.1	1.1	3.9	1.2	0.4	0.5	0.1	P 9.9	
	10	0.4	0.6	3.9	1.0	4.5	0.3	0.1	P 11.2	
	11	0.7	0.3	5.3	0.5	5.2	1.1	0.6	P 10.9	
12	P 0.5	1.2	5.6	1.5	4.8	0.6	P 0.0	P 13.2		

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。
 2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。